

新ひだか町長

大野克之様

政策提言書

令和5年12月14日

新ひだか町議会

「移住定住の促進」に関する政策提言書

[総務文教常任委員会]

1 調査事項

移住定住の促進について

2 解決すべき課題

本町における移住政策の取組について、「ちょっと暮らし体験事業」を通して、移住定住の促進に取り組んでいる。体験住宅を段階的に増やし現在10戸、専任の移住コンシェルジュ2名を配置、「移住・交流カフェ」「午後カフェ」などの移住者交流会の開催、東京・大阪・名古屋などでのPR等々様々な移住定住を講じてきた結果、平成18年度から令和5年度までの移住者数は、54組110名となっている。

移住定住の課題・問題点としては、移住後のサポート体制の強化、仕事や住宅とのマッチング、体験住宅の維持管理などが課題となっている。

3 提言する政策

移住及び定住の促進に関する条例制定による事業の推進を進められたい。

移住定住推進室を設置して受け入れ体制を整え、移住定住者の多様なニーズやきめ細かいサポートに対応する専門部署の組織化や専門職の配置による受け入れ体制・相談体制の充実強化、ハローワーク、町内事業所等との連携による仕事情報や関係事業所などとの連携による住宅情報の充実強化の検討を進められたい。

住宅支援のほか、温泉券や体験乗馬券、ミニトマト、万馬券・トキノミノルの配布など、移住定住を促進する支援策の充実強化の検討を進められたい。

担当課だけではなく役場全体が一丸となって取り組むとともに、町・議会・町民が移住定住に対する共通認識をもち、町全体が一体となって対応する体制作りに努められたい。

4 調査及び検討の経過

所管課へのヒアリング、先進地視察調査を行い、別添のとおり委員会調査報告書を取りまとめたものである。

以上の経過により、前項のとおり提言するものである。

また、所管事務調査として先進地等の取組事例について調査を行い、その報告書を作成したので、合わせて参考とされたい。

「学力向上対策」に関する政策提言書

[総務文教常任委員会]

1 調査事項

学力向上対策について

2 解決すべき課題

当町の学力の現状は、ICTを活用した授業改善や放課後学習サポート及び公設学習塾における補完的学習の実施、家庭学習習慣の確立、教職員の研修など、様々な学力向上対策の取組みを行なっているが、令和4年度全国学力学習状況調査の結果をみても、依然として全国・全道との平均正答率には、小中学校ともに5ポイントから7ポイント以上の大きな差となっており、実効性のある学力向上対策が必要である。

学力向上対策の課題としては、全国・全道との平均正答率に大きな差があること、また、家庭での生活習慣・学習習慣についても、ゲームやテレビ、インターネットなどに接する時間が長く、一方で家庭学習の時間が短いという課題がある。

3 提言する政策

全国学力学習状況調査結果の全国平均正答率について、数値目標を設定し、現場の先生方の「学力を向上させる」という熱い気持ちと意欲が最も重要であるので、教職員の資質向上と、英会話指導助手や特別支援教育支援員、スクールカウンセラーのほか、学力向上推進講師、特別支援学級看護師、適応指導教室指導員、外国人児童生徒支援員など、町独自採用教員の配置に努められたい。

家庭学習では、学びのハンドブック、家庭学習サポートブック、1人1台端末の持ち帰りとAIドリル導入による宿題や家庭学習などの活用、放課後学習会、土曜教室（年10回）、町内巡検の実施、各学校への司書派遣などの家庭学習支援に努められたい。

小中一貫教育は、学習面と生活面で「切れ目のない連続性のある学び」を行

うことにより、児童生徒の学習意欲の向上と「中1ギャップ」の解消を図ることができるため、小中一貫教育を積極的に推進するとともに、今後の学校再編にあたり、施設一体型小中一貫校の整備を調査研究にも努められたい。

4 調査及び検討の経過

所管課へのヒアリング、先進地視察調査を行い、別添のとおり委員会調査報告書を取りまとめたものである。

以上の経過により、前項のとおり提言するものである。

また、所管事務調査として先進地等の取組事例について調査を行い、その報告書を作成したので、合わせて参考とされたい。

令和5年12月1日

新ひだか町議会議長 福嶋 尚人 様

総務文教常任委員会 委員長 木内 達夫

委員会調査報告書

会議規則第73条の規定に基づく所管事務調査について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査事項

- (1) 移住定住の促進について
- (2) 学力向上対策について

2 調査の経過

期日等	調査の内容等	備考
R5.5.24	所管事務調査項目及の決定 会議規則第73条に基づく所管事務調査通知書提出	調査方法：所管課 ヒアリング調査、 先進地研修
R5.7.12	調査事項にかかる新ひだか町の現状及び 課題等について調査するための所管課ヒ アリング調査の実施	
R5.8.9	先進地視察調査先の決定及び調査（質問） 事項等の確認	(1) 沼田町 (2) 当別町
R5.10.10 ～ 10.11	先進地視察研修	
R5.10.12 ～ 12.1	委員会調査報告まとめ協議	
R5.12.1	委員会調査報告書提出	会議規則第77条

3 調査の結果等

- (1) 移住定住の促進について
別添「総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書」のとおり
- (2) 学力向上対策について
別添「総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書」のとおり

4 政策提言（案）

別紙のとおり

令和5年度 所管事務調査報告書

1 移住定住の促進について（沼田町）

2 学力向上対策について（当別町）



当別町立とうべつ学園にて当別町議会議長と

新ひだか町議会
総務文教常任委員会

総務文教常任委員会行政視察

1. 日程 令和5年10月10日(火)～11日(水)

2. 視察先及び視察目的等

(1) 第1日目 10月10日(火)

①視察先 沼田町

②調査事項 移住定住の促進について

③説明者等 議会議長 小 峯 聡
住民生活課長 嶋 田 英 樹
住民生活課移住定住応援室長 渡 辺 忍
議会事務局主査 中 山 裕 樹

(2) 第2日目 10月11日(水)

①視察先 当別町

②調査事項 学力向上対策について

③説明者等 議会議長 高 谷 茂
教育委員会
学校教育課参事 川 村 秀 夫
教育企画係兼教育係主任 高 橋 侑 己
議会事務局総務係主任 角 谷 光 彦

④現地視察 当別町立とうべつ学園(小中一貫教育校～施設一体型)

3. 参加者

総務文教常任委員会

委員長 木 内 達 夫

副委員長 本 間 一 徳

委 員 池 田 一 也

大 川 勝 也

橋 本 靖 史

町議会議長 福 嶋 尚 人

○随 行 議会事務局主査 上 田 哲

議会事務局主査 附 田 晴 香

目 次

1	はじめに	1
2	所管事務調査（その1）移住定住の促進について	2
(1)	調査目的	2
(2)	調査方法	2
(3)	調査先	2
(4)	調査期間	2
(5)	新ひだか町の現状と課題	2
(6)	調査した先進地の概要	3
(7)	調査結果	4～6
(8)	所管事務調査の委員の意見	7～8
(9)	所管事務調査の総括	9
3	所管事務調査（その2）学力向上対策について	10
(1)	調査目的	10
(2)	調査方法	10
(3)	調査先	10
(4)	調査期間	10
(5)	新ひだか町の現状と課題	10
(6)	調査した先進地の概要	11
(7)	調査結果	12～14
(8)	所管事務調査の委員の意見	15～16
(9)	所管事務調査の総括	17

1 はじめに

議会の常任委員会では、毎年度、まちづくりのための政策課題等について、各常任委員会の所管事務調査事項として取り上げ、調査を実施している。

所管事務調査は、所管課へのヒアリングや先進地事例調査を行い、その結果を受けて調査報告書を作成するとともに、町長に対して政策提言を行っている。

今年度の総務文教常任委員会所管事務調査については、「移住定住の促進について」と「学力向上対策について」の2項目について調査をしたので、各委員の意見を取りまとめて総括し、調査報告とするものである。

2 所管事務調査（その1）移住定住の促進について

（1）調査目的

移住定住について、様々な取組みの積み重ねにより、徐々に成果を上げている。町長の執行方針では、子育て世帯を含む比較的若い世代を中心に、都市部からの本格移住が増加し、問い合わせも増えていることから、相談体制を拡充し、関係団体等とも連携しながら、さらなる移住・定住を促進するとされているが、当町の移住定住政策についての課題・問題等について検証するとともに、今後の移住定住の在り方について調査・研究を行う。

（2）調査方法

所管課へのヒアリングの他、各委員からの意見を集約し、調査報告書として作成している。

（3）調査先

沼田町

（4）調査期間

令和5年5月24日～令和5年12月31日

（5）新ひだか町の現状と課題

新ひだか町は、合併時の平成18年度から人口減少対策として、「ちょっと暮らし体験事業」を通して、移住定住の促進に取り組んでいる。

体験住宅を段階的に増やし現在10戸、選任の移住コンシェルジュ2名を配置、「移住・交流カフェ」「午後カフェ」などの移住者交流会の開催、東京・大阪・名古屋などでのPR等々様々な移住定住を講じてきた結果、平成18年度から令和5年度までの移住者数は、54組110名となっている。

移住定住の課題・問題点としては、移住後のサポート体制の強化、仕事や住宅とのマッチング、体験住宅の維持管理などが課題となっている。

(6) 調査した先進地の概要

沼田町

(人口) 2, 849人 (8月末)

(世帯) 1, 447 (8月末)

(概要) 北海道のほぼ中央、空知総合振興局管内の北西部に位置している。

沼田町は、山は青く水は清い豊かな自然に包まれた町で、夏の夜空を焦がす夜高あんどん祭り、闇に美しく光るほたるの里です。

南部の平坦地は、広大な石狩平野の北端の一部で、肥沃な水田地帯となっており、市街地や農耕地は、この平坦地を流れる雨竜川や小河川の流域に沿って南に開けています。また、西側は牧場、畑地帯、他の二方は山岳地帯で占められています。

気候は、内陸型で四季の区別がはっきりしており、自然を通して季節の変わりゆくさまを感じることができる。



沼田町担当者より取組み状況を調査



沼田町役場前にて

(7) 調査結果

【移住定住の取組み経過】

- 平成11年に沼田町移住及び定住の促進に関する条例として開始
- 4年ごとに制度改正
- 平成28年度4月1日には、それまでは地域振興や商工行政のなかで進めてきたものを「住まい」というキーワードから住民生活課移住定住推進室を設置し、それぞれのセクションで取組んできた事業を集約
 - ①配偶者対策（農業商工課⇒住民生活課）
 - ②移住定住（農業商工課⇒住民生活課）
 - ③少子化対策（保健福祉課⇒住民生活課）
 - ④体制の整備+情報の発信（移住相談のワンストップ化）
 - ⑤移住コーディネーターの配置（移住検討者へのサポート強化）
 - ⑥定住支援員の配置
 - ⑦地域おこし協力隊の積極的な募集及び配置
 - ⑧情報発信の強化
（移住定住HP、YouTube、ポータルサイト、沼田町で暮らしませんかFBページ、地域おこし協力隊FBページ、LINE公式アカウント）

キーワード「スピード感・寄り添う・きめ細やかに」で推進してきた。

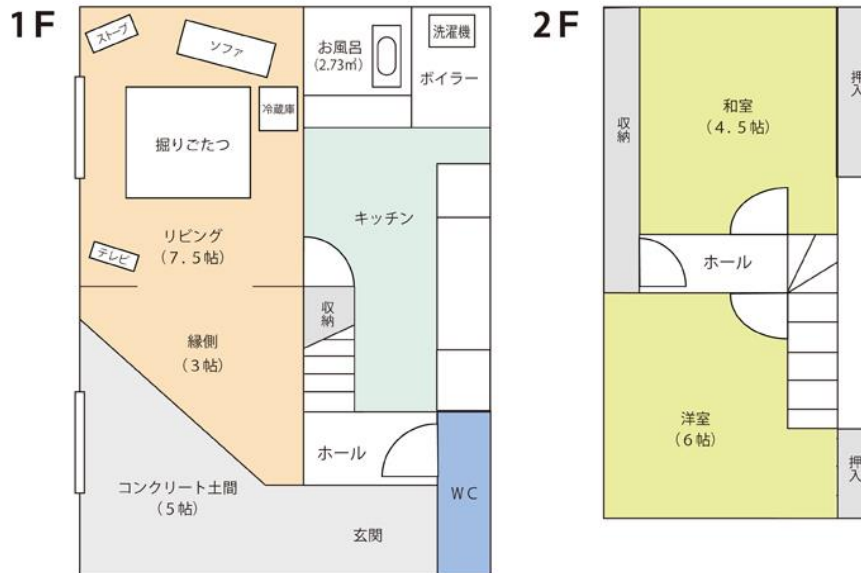
【令和5年度の取組み】

- ①移住定住部ランディング戦略事業
（地域政策型WebCM作成、移住定住PR委託（広告掲載）、移住者交流事業）
- ②セルフリノベーションハウス事業
- ③ヤング世代移住促進家賃助成金事業
- ④移住コーディネーター配置事業
- ⑤定住支援員配置事業
- ⑥働きながらのちょっと暮らし事業
- ⑦地域おこし協力隊の積極的な導入（現隊員14名）
- ⑧町外通勤者移住支援事業（転入支援）
- ⑨子育て世帯町外通勤者支援事業（通勤支援）
- ⑩住んで快適住まいる応援奨励金事業（住宅新築MAX570万円）
- ⑪しごと、未来応援プロジェクト（子供たちの郷土愛の醸成及び就職支援）
- ⑫ぬまたライフサポート事業（子育て世帯への新米60kgなど）

【ちょっと暮らし体験住宅の状況】

①一戸建て住宅（1戸）間取り 3LDK 77.5㎡
使用料 月額31,000円（日割り可）

■リノベーション住宅間取り(after)



②1棟10戸 間取り 1K 30.15㎡
使用料 月額33,000円（日割り可）



【移住定住送信事業の推移】

	H30	R1	R2	R3	R4	5年間合計
住んで快適住まいある 応援奨励金事業	新築 8件 中古 2件 改修 19件	新築 6件 中古 3件 改修 40件	新築 4件 中古 6件 改修 54件	新築 4件 中古 1件 (+改2) 改修 45件	新築 4件 中古 9件 改修 43件	新築 26件 中古 21件 改修 201件
	23,537千円	25,497千円	23,635千円	16,672千円	22,802千円	112,143千円
	うち新築分	19,414千円	15,900千円	8,700千円	7,600千円	(10,580千円)
固定資産税 年収入	801千円	630千円	493千円	383千円	未確定	4件間で 2,307千円
移住定住ブランディ ング事業 (H29～)	729千円	398千円	小冊子改訂・ 雑誌PR広告等 1,945千円	雑誌PR広告等 1,403千円	ポスター作製・ 雑誌PR広告等 1,158千円	5,633千円
町外通勤者移住支援 事業 (H27～)	9件 600千円	5件 350千円	9件 600千円	8件 400千円	6件 450千円	2,400千円
ヤング世代移住促進家 賃助成事業 (H29～)	2件 100千円		1件 83千円	1件 198千円	3件 558千円	1,047千円
子育て世帯町外通勤 支援事業 (H27～)	17件 528千円	18件 576千円	20件 648千円	14件 522千円	14件 558千円	2,742千円
がんばる高校生応援 手当事業 (H23～)	62世帯66名 7,890千円	56世帯57名 6,840千円	57世帯66名 7,840千円	60世帯68名 8,120千円	58世帯65名 7,800千円	38,490千円
ライフパートナー探 し応援事業 (H28～)	1団体+16名 251千円					251千円
婚活促進プロジェク ト事業	16名 832千円		16名 649千円			1,481千円
民間賃貸住宅建設促 進事業	2棟10戸 21,000千円	1棟4戸 8,800千円				3棟14戸 29,800千円
結婚新生活応援事業 (H28～)	1件 300千円	1件 250千円				550千円
孫ターン奨励事業 (R2～)			1件 100千円			100千円
セルフヘルプ・ソサエ ティ事業 (H29～)	1棟 1,909千円	1棟 943千円	中止 42千円	1棟 2,321千円	1棟 1,479千円	7,645千円
移住体験(ちょっと 暮らし) (H29～)	10件20人 362千円	18件31人 349千円	18件24人 339千円	28件41人 1,020千円	38件71人 1,215千円	3,285千円
ぬまたライフサポ ート事業 (R3～)				米：133世帯 免許：1件 3,761千円	米：139世帯 3,873千円	7,634千円

(8) 所管事務調査の委員の意見

- 沼田町では、平成11年から「移住及び定住の促進に関する条例（4年ごとに制度改正）」を制定し移住定住事業を促進しており、条例制定による事業の促進は今後の取組として参考になるのではないかと。
- 沼田町では、平成28年4月から地域振興や商工行政のセクションで取組んできた事業を集約して、住民生活課移住定住推進室を設置し移住定住の取組みを進めており、室長、主査、移住コーディネーター（移住しようとした時点から移住するまでの間）、地域おこし協力隊の定住支援員（移住後のサポート）の4名体制となっており、受入れ体制は充実していると感じた。また、地域おこし協力隊は14名おり、現在も調理支援員や観光、農業関係の協力隊員を募集中とのことであり、新ひだか町も地域おこし協力隊の積極的な募集・配置による移住定住の促進や専門部署の組織化による受け入れ体制の充実強化を進めることが必要でないかと。
- 移住定住の支援策は、移住者・町民対象で、新築、中古住宅購入、改修に対する「住んで快適住まいる応援奨励金事業」、町外居住で町内企業に働き3年以上沼田町に住む意思がある場合の転入支援の「町外通勤者移住支援事業」、沼田町から他市町村への通勤支援の「子育て世帯町外通勤者支援事業」、民間賃貸住宅を借りた場合の支援の「ヤング世代移住促進家賃助成事業」、子育て世帯への新米60kgの「ぬまたライフサポート事業」など、令和4年度で約4千万円の予算により多種多様な移住定住支援策を実施した結果、沼田町が「北海道で移住に人気なランキング及び住みやすい田舎ランキング」で1位となっている。新ひだか町としても、住宅支援や雇用支援のほか、温泉券や体験乗馬券、ミニトマト・万馬券の配布など、移住定住支援策の充実強化を図ることが必要でないかと。
- 沼田町では、移住定住HP、YouTubeポータルサイト、「沼田町で暮らしませんかFBページ」、「地域おこし協力隊FBページ」、LINEアカウント、パンフレットや各種助成・制度の紹介などで情報発信している。新ひだか町もホームページや「暮らしサポーターズ」の各種SNSで情報発信をしているが、今後もSNSなどを活用した情報発信の強化に努めることが必要でないかと。
- 沼田町では移住定住の促進に関する条例や4年ごとに制度改正しつつ、取組んできた事業を促進してきている。当町も、事業の見直しを考えて推進してほしい。
- 所管課の専従者体制が違う。住民生活課移住定住推進室を設置し、コーディネーター2名、地域おこし協力隊員14名体制で推進している。当町でも、移住定住推進室でなくても、専門的な人材配置を考えても良いのではと思う。

- 働きながらのちょっと暮らし事業や町外通勤者移住支援事業など、移住定住に対する行政としての意気込みを感じた。
- キーワードは「スピード感・寄り添う・きめ細やかに」で推進している姿勢、当町ではキーワード設定して推進しているか。
- 前のめりで、長くその部署でたずさわる、専門性の高い職員の配置が望まれる。
- 全町民を対象の事業に、移住者も使えるメニュー多数盛り込むべきだ。
- 地域おこし協力隊が 14 人いる。そして、現在も募集をしている。協力隊員に専門性を求めて組織として能力向上を図っている事。
- 移住定住推進事業が 16 項目もありそれが移住者だけではなく町民も利用できる。住宅系の補助が充実しており空き家バンクの値段も手頃なのが驚きである。
- 雇用促進協議会・ハローワーク・町内事業者との連携、インターンシップ受け入れ事業者の充実、移住者に対する事業継承のススメ・情報提供、商工会との連携した、仕事情報の充実が当町にも必要。
- 空家物件の情報収集による住居の情報提供の充実が当町にも必要。
- 移住コンシェルジュ 3 人体制を作ることが出来れば今まで以上のきめ細かいサポートや多様性のあるニーズの対応が可能と考える。
- 日本全国の他の市町村との差別化をどう図るかが課題。
- 町と議会と町民との共通認識を持った移住者の受け入れ体制の構築が必要。

(9) 所管事務調査の総括

- 沼田町では、移住及び定住の促進に関する条例を4年ごとに制度改正して移住定住事業を推進しているが、条例制定による事業の推進は今後の取組として参考になるのではないか。
- 沼田町では、移住定住推進室を設置してワンストップサービスによる移住定住の取組みを進めており、移住コーディネーターや地域おこし協力隊の定住支援員など、専門職を配置して受け入れ体制を整えている。新ひだか町も、ちょっと暮らし体験者及び移住定住者の多様なニーズやきめ細かいサポートに対応するため、地域おこし協力隊を導入するとともに専門部署の組織化や専門職の配置による受け入れ体制・相談体制の充実強化を図ることが必要でないか。
- 沼田町では、住宅支援や転入支援、町外通勤者移住支援、ヤング世代移住促進家賃支援、子育て世帯への新米60kg支援など、多様な移住定住支援を行い、移住定住の取組み成果となっている。新ひだか町も、住宅支援のほか、温泉券や体験乗馬券、ミニトマト、万馬券の配布など、移住定住を促進する支援策の充実強化を図ることが必要でないか。
- 新ひだか町は、ホームページや「暮らしサポーターズ」の各種SNS、都市部でのPRなどの情報発信に取り組んでいるが、さらに積極的な情報発信に努めるとともに、ハローワーク、町内事業所等との連携による仕事情報や関係事業所などとの連携による住宅情報の充実強化が必要でないか。
- 移住定住をさらに促進するためには、担当課だけではなく役場全体が一丸となって取組むとともに、町・議会・町民が移住定住に対する共通認識をもち、町全体が一体となって対応することが必要でないか。

3 所管事務調査（その2）「学力向上対策」について

（1）調査目的

令和4年度学力学習状況調査の結果、当町の結果は、全国・全道平均と比較し、依然として低い状況にある。教育委員会の様々な対策には全国・全道を上回り、徐々に成果を上げているものもあるが、当町の具体的な学力向上対策に係る、今後の対策と取組み方策についての在り方について調査・研究を行う。

（2）調査方法

所管課へのヒアリングの他、各委員からの意見を集約し、調査報告書として作成している。

（3）調査先

当別町

（4）調査期間

令和5年5月24日～令和5年12月31日

（5）新ひだか町の現状と課題

新ひだか町の学力の現状は、ICTを活用した授業改善や放課後学習サポート及び公設学習塾における補完的学習の実施、家庭学習習慣の確立、教職員の研修など、様々な学力向上対策の取組みを行なっているが、令和4年度全国学力学習状況調査の結果をみても、依然として全国・全道との平均正答率には、小中学校ともに5ポイントから7ポイント以上の大きな差となっており、実効性のある学力向上対策が必要である。

学力向上対策の課題としては、全国・全道との平均正答率に大きな差があること、また、家庭での生活習慣・学習習慣についても、ゲームやテレビ、インターネットなどに接する時間が長く、一方で家庭学習の時間が短いという課題がある。

(6) 調査した先進地の概要

当別町

(人口) 15,342人(8月末)

(世帯) 7,813(8月末)

(概要) 当別町は札幌市と境界を接し、札幌都心部からJRで約35分、車で45分の近距離に位置しているのでアクセスに優れ、札幌への通勤通学圏内である。

国道337号沿いには、平成29年9月に「北欧の風 道の駅とうべつ」がオープン。農産物直売所、特産品ショップやレストラン・テイクアウトコーナーを備え、当別町のインフォメーションセンターとしての役割を果たしている。

当別町の最大の魅力は、豊かな田園風景と山々、自然環境の中でゆったりとした田園暮らしが可能であることと、同時に不便さを感じさせない都市機能を有している点である。

農業を基幹産業として本町は、管内有数の米の生産量を誇っている。

また、切り花の生産が盛んで道内屈指の生産額である。

風景が酷似していると言われるスウェーデン王国・レクサンド市との姉妹都市提携をメインとした積極的な国際交流を行なっている。

また、町内には医療系総合大学の「北海道医療大学」があり、約3,500人の学生が学んでおり、福祉のまちとして様々な取り組みを町民と共に行なっている。



当別町役場にて

(7) 調査結果

【教育理念】

9年間の切れ目のない教育により、徹底した基礎学力の定着、自らの夢や目標を自らの力で切り拓いていける力、世界で活躍するためのツールとしての英語力、部活動等による強い心と体など、世界に通用する人となるための確固たる基礎をつくる。

また、その学びは「連続性のある多様な学び」であり、特別な支援を要する子ども達も共に成長できる教育である。

【めざす人間像】

社会を背負う、世界にも通用する「和・徳・体」を備えた人

【つけさせたい力とめざす児童生徒像】

- ① 基礎基本に基づく発展的学力、自ら学ぶ意欲
夢や希望を実現するため努力し、行動できる子ども
- ② 豊かな人間性
自分を大切に人を大切に、未来に向かって行ける子ども
- ③ 健全な心身
全ての基盤となる強い心と体を持った子ども
- ④ コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力
自分で考え、自分の言葉で伝え、相手の意見に耳を傾け、人間関係を築ける子ども
- ⑤ 当別が好きな子ども
当別に誇りを持ち、どこにいても当別を応援する子ども

【学力向上の取組み】

- ① ICT機器を活用した授業改善
対話的な学習や振り返り、プレゼン資料作成・発表などで、端末を積極活用
- ② 小中連携による取組み
 - ・ 小・中学校で家庭学習の方法や板書の仕方など、統一性のある学習規律の定着を図っている。
 - ・ 中学校生活への不安解消と中学校教員による専門的な指導に触れることを目的として、6年生の中学校登校を実施しています。
中学校登校にあわせ、部活動体験を実施しています。
 - ・ 中学校教員が小学校に出向き、専科制（教科担当制）を意識した授業を行なっている。
意図的・計画的に段階的な接続を目指している。
 - ・ 小学校5年生、6年生が中学校に登校し、中学生と一緒に「人としての行き方」をテーマとした講演を聞いている。

後半は、児童会、生徒会が共同で企画運営し、小中学校で行なわれているいじめ防止に向けた活動の紹介や「いじめ撲滅宣言」を採択するなど、小中合同の学びや活動を展開している。

③町独自採用教員の活用

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員など23名体制で取組んでいる。

職名	人数	業務内容
スクールソーシャルワーカー	1名	課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等
スクールカウンセラー	2名	児童生徒及び保護者に対するカウンセリング等
特別支援教育支援員	8名	普通学級に在籍する困り感がある児童生徒への支援等
特別支援学級介助員	2名	特別支援学級児童の身辺介助、安全確保等
特別支援学級看護師	1名	医療的ケアが必要な児童への支援
学力向上推進講師	4名	児童生徒への教科指導及び補助 (外国語2名、算数・数学2名)
英会話指導助手 (ALT)	2名	外国語授業の補助
適応指導教室指導員	2名	適応指導教室における不登校児童生徒の学習指導、 学校復帰支援等
外国人児童生徒支援員	1名	海外にルーツを持つ児童生徒への学習支援

④特色ある取組

教科担任制 (小学校)、少人数・習熟度別授業、英語教育に取り組んでいる。

取組	実施状況
教科担任制 (小学校)	①中学校教諭による小学校での授業 (乗入授業) 【理科・音楽・体育・英語】 ②担任の交換授業【国語・算数・体育・音楽・道徳・理科・家庭科】 ③加配等の活用【理科・英語・体育】
少人数・ 習熟度別授業	算数 (数学)・理科・英語
英語教育	小学校1・2年生で外国語活動実施 (年10時間) 特別支援学級での英語授業 (年12時間)

⑤教職員の資質・能力向上対策

教職員の資質向上のため、今日的な課題に即したテーマによる研修会を開催している。

夏季研修会、冬季研修会、AIドリル導入研修

【家庭学習】

①学びのハンドブック・家庭学習サポートブックを作成し、全家庭へ配布。家庭学習がもたらす多くの効果・家庭学習の習慣は、家庭の関わりが大切。

②全学年で、1人1台端末の持ち帰りを実施し、おおむね週3～4回程度、宿題や家庭学習のために持ち帰りを行なっている。また、町教委では、端末を活用した家庭学習を支援するため、家庭用モバイルルーターの貸出を行なっている。AIドリルを導入し、宿題や家庭学習などで活用している。

- ③社会教育による学習支援として、地域学校協働本部事業（学校支援ボランティア派遣）、放課後学習会（各校）、土曜教室（年10回）、町内巡検の実施などを行なっている。

【学校・家庭・地域との連携の取組み】

- ①学校運営協議会では、地域全体で児童生徒の成長を支えていく環境の整備。
 ②コミュニティ・スクールカレンダーの作成、職業人の話を聞く会、あいさつ運動を実施している。

【今後における学力向上の取組み】

- ① 対話を重視した学びへの授業転換
 ② ICTを活用した個別最適・協働的な学び
 ③ 授業や家庭学習におけるAIドリルの活用
 ④ 「伸びしろ層0」に向けた学びの充実
 ⑤ 「学びのハンドブック」「家庭学習サポートブック」を活用した家庭学習支援

【当別町立とうべつ学園の概要】施設一体型小中一貫校

- ・開校年 令和4年4月1日
- ・児童生徒数 24学級429名（R4.5.1現在）
- ・敷地面積 43,309.77 m²
- ・建物の概要 構造規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）3階建て
 建築面積 5772.80 m²
 延床面積 12295.90 m² 校舎、体育館、武道場、プレイハウス
- ・校舎棟 普通教室18、特別支援教室6、通級教室3、家庭科室1、理科室3、音楽室2、技術室1、美術室1、多目的室2、相談室3、特別活動室、進路指導コーナー、職員室、会議室（兼地域交流室）他
- ・体育館 バスケットボールコート2、バレーボールコート2、バトミントンコート6、ステージ、器具庫3、備蓄庫、放送室
- ・武道場 剣道・柔道（兼用）、武具庫
- ・プレイハウス 活動室3
- ・総事業費 63億2千万円

財源	国・道補助金	21億円
	起債	35億円
	ふるさと納税等	7億円
	一般税源	2千万円

【令和6年度目標】

「全国学力・学習状況調査」全科目全国平均以上

(8) 所管事務調査の委員の意見

- 当別町は、小中一貫教育校の「とうべつ学園」と西当別小学校、西当別中学校の3校であるが、全国学力学習状況調査結果の全国平均正答率との差は、札幌圏に位置する西当別地区小・中学校では全国平均を超えており、とうべつ学園も5ポイント以内または科目により全国平均を超えるなど、高い学力の状況にあり、令和6年度目標を「全国学力学習状況調査で全科目全国平均以上」としている。新ひだか町も学力の数値目標を設定して取組む必要があるのではないか。
- 学力向上の取組みとしては、ICT機器活用の授業改善や児童の中学校登校・中学校教員による小学校授業などの小中連携、各種研修会開催による教職員の資質・能力向上対策などを行っているが、児童の中学校登校や中学校教員による小学校授業などの小中連携は参考になるのではないか。また、学力向上のためは、現場の先生方の「学力を向上させる」という熱い気持ちと意欲が最も重要であるとの説明を受けたが、その通りであると感じた。そのような教職員の育成と人事による人材確保が必要でないか。
- 学力向上のために、英会話指導助手や特別支援教育支援員、スクールカウンセラーのほか、学力向上推進講師、特別支援学級看護師、適応指導教室指導員、外国人児童生徒支援員など、町独自採用教員23名を活用して、学力向上に努めてその効果があるとのことなので、新ひだか町としても教科担任のほかに学力向上のための教員配置が必要でないか。
- 特色ある取組として、中学校教諭による小学校への乗入授業や担任の交換授業、少人数・習熟度別授業、英語教育では小学校1・2年生で外国語活動実施、特別支援学級での英語授業を行っているので、参考になるのではないか。
- 家庭学習では、学びのハンドブック、家庭学習サポートブック、1人1台端末の持ち帰りとAIドリル導入による宿題や家庭学習などの活用、放課後学習会、土曜教室(年10回)、町内巡検の実施、各学校への司書派遣などの家庭学習支援の取組みを行っており、参考になるのではないか。
- 教育理念にある豊かな人間性で、自分を大切に、未来に向かって切り拓いていける子ども、「連続性のある多様な学び」が子どもたちと共に成長できる共感できる。当町の小中学校の子どもたちが、学びの中で自分の夢・目標・希望に向かっていける行動力を、身につけられるような支援が必要と考える。
- 家庭学習が習慣になり、子どもたちの考え方が変化してほしいと思う。家庭学習のための「学びのハンドブック」「家庭学習サポートブック」を作成して全家庭に配布を検討してほしい。

- ICT機器を利用した授業では一定の効果が見られるが授業にあたって先生側の練度が低くICT支援員の配置をしている。
- 町独自採用教員の数がすごい。地域的に募集しやすいのか。
- 小中一貫教育について、いずれ我が町も人口減少に伴い選択肢に入れ考えていくべきである。小中一貫教育では生徒も教員も意識改革ができ空き時間のある教員などが授業補助に入れる。
- 将来、高静小学校、静内小学校など統廃合時にはエコスクールに配慮し、是非素晴らしい校舎を作りたい。
- 一貫教育による、切れ目のない連続性のある学びが、新ひだか町でもやれるかどうか調査研究をすべき。
- 町独自の採用教員を、多数採用すべきではないか。
- 学園の校舎を参考に、高静小の建て替えすべき。また、エコスクールプラスにすべき。
- 将来的に子どもの減少に伴い、校舎・管理コスト・教育環境の充実等を考慮すると小中一貫教育にするのが理想的と考える。がしかし小中連携体制であっても、十分な生徒と先生のコミュニケーションを図り、その中で乗り入れ授業やマンパワーの充実が図れるのでより個々に対して質の良い教育環境を整備する事が出来るのではないか。
- 社会教育・ふるさと教育の一環として、新ひだか学の構築ができないか。

(9) 所管事務調査の総括

- 当別町では、全国学力学習状況調査結果の全国平均正答率との差は、札幌圏に位置する西当別地区小・中学校では全国平均を超えており、とうべつ学園も5ポイント以内または科目により全国平均を超えるなど、高い学力の状況にあり、令和6年度目標を「全国学力学習状況調査で全科目全国平均以上」としている。新ひだか町も学力の数値目標を設定して取り組む必要があるのではないか。
- 当別町では小中一貫教育を推進しており、6年生の中学校登校や中学校教員による小学校授業など、小中連携による学力向上の取り組みを行っている。
小中一貫教育は、学習面と生活面で「切れ目のない連続性のある学び」を行うことにより、児童生徒の学習意欲の向上と「中1ギャップ」の解消を図ることができるため、小中一貫教育を積極的に推進するとともに、今後の学校再編にあたり、施設一体型小中一貫校の整備を調査研究すべきでないか。
- 学力向上のためは、現場の先生方の「学力を向上させる」という熱い気持ちと意欲が最も重要であるので、教職員の資質向上と人事による人材確保が必要でないか。
- 学力向上のために、英会話指導助手や特別支援教育支援員、スクールカウンセラーのほか、学力向上推進講師、特別支援学級看護師、適応指導教室指導員、外国人児童生徒支援員など、町独自採用教員23名を活用して、学力向上に努めてその効果があるとのことなので、新ひだか町としても教科担任のほかに学力向上のための教員配置が必要でないか。
- 家庭学習では、学びのハンドブック、家庭学習サポートブック、1人1台端末の持ち帰りとAIドリル導入による宿題や家庭学習などの活用、放課後学習会、土曜教室(年10回)、町内巡検の実施、各学校への司書派遣などの家庭学習支援の取り組みを行っており、参考になるのではないか。

以上、所管事務調査2項目の調査報告書とする。

令和5年12月1日

総務文教常任委員会

委員長 木内達夫

副委員長 本間一徳

委員 川合清

〃 志田力

〃 池田一也

〃 大川勝也

〃 橋本靖史

事務局長 桂田達也

主査 附田晴香

政策提言書 商業振興の推進による本町の商業活性化について

(厚生経済常任委員会)

1 調査事項

新ひだか町商業の現状と商業振興の推進について

2 調査事項の取り組み

当町の商業は、近年、少子化高齢化などの社会変化や、老舗の転・廃業、新たな経営態の出現等による商店街の変遷などの商業を取り巻く環境の変化に伴い、当町の商業発展に不安と懸念が広がっています。

商業は、町民の消費生活に密着し、地域の経済に重要な役割を果たしていることから、今後も継続的に発展しなければならない。

現在の店舗規模・雇用等の状況や事業への取り組み状況、空き店舗の実態を把握するとともに、商工会との意見交換会や類似の先進地町自治体及び商工会の取組状況などを視察のうえ、課題・問題を検証し、今後の地域経済の持続的な発展を推進するため商業の中小企業振興策などについて調査した。

3 「政策提言 商業振興の推進による本町の商業活性化について」

地域の商業は、地域に拠点を置く小売業・飲食業・サービス業を営む中小企業者等が小回りの利く特性を生かして多様化した消費者ニーズに対応し、買物の場としての機能にとどまらず、地域のコミュニティ形成の場、地域文化の継承・創造の場を形成している。その活動を行政として支援していくことが商業振興政策の根幹である。

厚生経済常任委員会では、町商工会との意見交換を行ったほか、幕別町・音更町と両町商工会の取り組みについて視察研修並びにその調査結果をまとめたところである。

商業振興は、本町の将来にわたるまちづくりに大きくかかわる課題であり、今後、本町の商業活性化のため、さらなる取り組みを進められるよう、次の事項について提言する。

記

(1) 空き店舗・空き店舗併用住宅の効果的な活用対策について

町の空家等対策計画の実態調査業務委託報告書に基づいた空き店舗・空き店舗併用住宅の状況は、外観目視調査による建物の不良度判定結果では、静内地区では54件の内18件及び三石地区では7件の内3件のみが利活用が可能である状況であると考えられる。今後を踏まえると建物経年変化により利活用はさらに減少すると思われる。

創業・事業継承の支援を具体化して推進しているところであるが、更に活用しやすいように制度の拡充を検討するとともに、空き施設所有者や希望者の相談、移住者、関係人口創出を目的に空き施設利用サポートセンターの設置等を調査・

研究されたい。

(2) 商業振興を基に「この町に住みたい、住んでみたい、住み続けたい」と感じられる町の実現について

当町において人口の減少は著しいが、商工業の発展にとっても、まちの地域経済の発展にとっても、その基礎となるのは人口であり、人口の維持増加が要となる。

経済対策として、中小企業者融資保証料・利息補給事業、住宅リフォーム奨励事業等の実施。地域経済の循環が重要であり、中でも常時地域経済が循環する地域通貨の果たす役割が大きいものとする。

ポイントカードシステムの導入を商業支援の中心と据えて、電子地域通貨で地域の富を地域に還流させ、さらに行政ポイントを付加し町として強くこの電子通貨を後押し、まちづくりの一環として商業環境整備を進めている事例がある。

当町でも課題をふまえた対策と支援などの取り組みについて、調査・研究のう え推進されたい。

(3) 今後の新ひだか町としての商業の現状と商業振興の推進を踏まえた中小企業振興基本条例化の検討について

○ 町の中小企業・小規模企業の現状について

中小企業・小規模企業(以下中小企業等)は地域の経済や雇用を支えるとともに、消費の循環やまちの活性化などに大変重要な役割を果たしている。町は経済の好循環でつくる基本目標を掲げ、商工会などと連携しながら産業振興策に取り組んでいるが、少子高齢化や人口減少といった地域課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による急激な経済状況の変化など、中小企業等を取り巻く環境は大変厳しい状況となっている。

○ 条例の必要性の考え方

町の人口が年間 380 人前後減少し、かつ少子高齢化が進んでいる状況にあつて、雇用の確保を図りながら、持続可能な地域の発展のためには中小企業等の振興が不可欠である。中小企業等の振興を巡る法改正や全国自治体の動向等、また商工会や関係機関との意見交換を踏まえて、条例化が必要である。

○ 条例の位置付けと基本的な考え方

中小企業等の振興には、中小企業等の自らの創意工夫や自主的な努力を尊重しつつ、町、関係機関、町民など中小企業等の振興に関する全ての主体が共通認識を持ち、相互に連携しながら取り組みを進めていくことが必要である。

条例は将来にわたって重要と思われる考え方を盛り込みながら、既存の制度などとも整合し、より効果を上げる中小企業等の振興策につながっていく指針となるものである。

以上をふまえ、町は中小企業等の振興を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展と町民生活の向上に寄与することを目的のもとに条例化への検討について、調査・研究を行われたい。

(中小企業・小規模企業の種類)(中小企業基本法に基づく)

業種	中小企業(以下いずれかを満たすこと)		小規模企業
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(4) その他

所管事務調査として先進地等の取組み事例について行政視察研修行い、その報告書を作成したので、合わせて参考とされたい。

令和5年12月11日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

厚生経済常任委員会 委員長 城地民義

委員会調査報告書

会議規則第73条の規定に基づく所管事務調査について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査事項

新ひだか町商業の現状と商業振興の推進について

2 調査の結果

期日等	調査の内容等	備考
R5.7.13 (第15回)	会議規則第73条に基づく所管事務調査通知書提出。 所管事務調査の調査事項の確認について、及び町商工業 関連事業の振興対策の調査	期間 R5.7.13～ R6.3.31、所管課 への聞き取り調査
R5.8.16 (第16回)	北海道経済部施策に関する事業概要の資料調査。町空き 家等実態調査委託業務結果報告書に基づき空き店舗等の 状況調べ。町商工会との意見交換会事前協議事項の確認。	委員会独自調査
R5.9.1 (第17回)	令和5年度北海道経済部施策に関する主な事業概要の資 料調査	委員会独自調査
R5.9.25	新ひだか町商工会との意見交換会(会長・部会長・商工会 事務局)	商工会会議室に て
R5.10.27 (第18回)	先進地視察事項協議及び視察先の決定	
R5.11.8 ～ 11.9	先進地視察研修	幕別町、幕別町 商工会、音更町、 音更町商工会
R5.11.29 ～ 12.4	・研修報告書作成協議 ・行政視察結果報告書提出(12月4日)	
R5.12.4 ～ 12.8	委員会調査報告まとめ協議	

期日等	調査の内容等	備考
R5.12.8 (第 20 回)	委員会調査報告書協議	
R5.12.11	委員会調査報告書提出	会議規則第 77 条

3 調査の結果等

別添「厚生経済常任委員会所管事務調査結果報告書」のとおり

4 政策提言（案）

別紙のとおり

【調査の結果等】

当町の商業は、近年、少子高齢化などの社会変化や、老舗の転・廃業、新たな経営業態の出現等による商店街の変遷などの商業を取り巻く環境の変化に伴い、当町の商業発展に不安と懸念が広がっています。

商業は、町民の消費生活に密着し、地域の経済に重要な役割を果たしていることから、今後も継続的に発展していかなければならない。

現在の店舗規模・雇用等の状況や事業への取組状況、空き店舗の実態を把握するとともに、新ひだか町商工会との意見交換会や類似の先進地町自治体及び商工会の取組状況などを視察のうえ、課題・問題を検証し、今後の地域経済の持続的な発展を推進するため商業の中小企業振興策などについて調査したので、次のとおり報告する。

<調査結果報告資料>

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 新ひだか町商工業関連事業の振興対策について | P1～4 |
| (2) 北海道経済部施策に関する主な事業概要について | P5、P8 |
| (3) 空き店舗及び空き店舗の併用住宅の概略調べについて | P6～8 |
| (4) 令和5年度北海道経済部施策に関する主な事業概要について | P9 |
| (5) 新ひだか町商工会との意見交換会について | P10～15 |
| (6) 町内大規模小売店舗概要について | P16 |
| (7) 総括 | P17～18 |
| (8) 行政視察結果報告書について | |

【調査の概要】

1. 新ひだか町商工業関連事業の振興対策について

(1) 内容 町商工業振興支援事業の7事業と新型コロナウイルス感染症対策事業の2事業の資料に基づき説明及び関連する条例・条例施行規則・要綱の11資料について提出

- ① 事業名 商工業振興事業補助金→町商工会の商工業振興活動に対する補助(21,154千円)
- ② 事業名 中小企業融資事業→中小企業の経営安定化と体質強化を図るため、融資の運用基金として、町が指定する金融機関が町預託金額と同等以上の自己資金を加え融資を行うもの(70,000千円)
- ③ 事業名 創業・事業承継支援金→空き店舗の増加及び後継者不足による商工業の衰退を防ぐため、中小企業者等の事業継続及び新規創業者を支援するもの(7,000千円)
- ④ 事業名 企業立地促進事業→町内における企業立地を促進するため、町が事業者支援措置講じることにより、地域経済の活性化や雇用機会の拡大を図ることを目的とした支援
- ⑤ 事業名 若年者等雇用促進助成金→新たに若年者等(30歳未満)を正規雇用した町内の中小企業者に対し助成金を交付(1,000千円)
- ⑥ 事業名 まちなか居住補助金→町内事業者により住宅の新築工事を行った者又は新築建売住宅を購入した者に対し、代金の一部を補助することにより、住民の生活改善及び地域経済の活性化を目的とした補助
- ⑦ 事業名 空家居住補助金→町内の空家を購入し居住した者に対し、空家の購入費、リフォーム工事費及び家財道具の処分を要した費用の一部を補助することにより、既存住宅の有効活用、空家の解消に寄与することを目的とした補助(⑥+⑦6,000千円)
- ⑧ 事業名 新型コロナウイルス感染症対策事業
 - I 物価高騰対応省エネ設備導入事業補助金→エネルギー価格高騰の影響を受けている医療機関、介護施設、障がい福祉施設、保育施設を運営する事業者

に対し、補助金を交付することにより、事業所の省エネを促進し、継続的な事業運営と生産性の向上を目的とし補助（10,000千円）

II 中小企業経営安定化利子補給事業補助金→新型コロナの影響により事業運営に影響を受ける中小企業者が融資を受けた場合の負担を軽減し、経営の安定化を図ることを目的とした事業（58千円）

（2）関連質問事項の要旨

Q1 商工業振興事業補助金 21,154千円の内訳は。

A 人件費 13,900千円、経営指導に関わる旅費 66千円、事務費 187千円、商店街活性化事業助成 500千円、信用保証料補給費 1,300千円、青年部活動費 700千円、女性部活動費 400千円、その他関わる経費 3,400千円が概略です。

Q2 中小企業融資事業の利率についてとその融資の中身について

A 短期運転資金は貸付1年以内で1.7%、長期運転資金は貸付7年以内で1.9%、設備資金は貸付7年以内2.0%で金融機関と契約している。

融資の中身については、各企業財務能力等により利率は一律でないと同っているのですが、一般的にこれ位というのはあるのかもしれないが、企業に関してはそれぞれの企業の事情によって利率が変わってくるというふうに承知している。

Q3 中小企業の経営の現状から商工会等からのこれら以外の具体的な要望があるのか。

A 商工会とはコロナ対策、燃料対策が現状にある。どういったところが今必要かというのは、やり取りさせていただいている。創業とか事業承継のことについては、商工会からも後継者対策とか事業承継というのは、やはり維持しなければならないこともあり、今回新設したが、これについては数件すでに交付決定したが、今後も商工会とも連携を図りながら、引き続きどういった政策が必要なのかを考えていきたい。

Q4 融資(コロナ関連)により借りたが返済に係り経営危機に陥るところも出てくる心配している議論もあると思うが、新たな対応が必要なのかどうかについて、また、この度の何番目の事業でもって対応出来るのか。

A 新型コロナウイルス感染症対策事業の2・中小企業経営安定化利子補給事業補助金の枠で町内の事業者も利用されている、それに対する利子補給はこの中にある。元金の返済が始まってくるが、そこについては国も借換えなどによる施策、今度は00融資とならないが、低利といったものを延長しているところもある。

・今まで借りた部分の返済部分、コロナ明けの次の事業をどうしていくかというところの対応かなということ、返済の部分は正直、なかなか町レベルでは難しいのかと思う。国の方も対応しているが、強いて言えばこの2番目、町融資事業の枠の中でそういったもので借換えも考えられると思う。

Q5 若年者等雇用促進助成金の要綱の中の第8条(交付決定の取り消し等)で町長が助成対象として適当でないと判断した場合、対象外のものとして扱うこととありが得るといふことの理解でいいのか。

A 要綱上、適当でない場合を想定している具体的なものはないが、不当な何か雇用状況があればその事業所に対して助成金を支給するのは好ましくないといふ要綱としている。

Q6 中小企業融資事業の融資申込みは、商工会に入っている方だけではないですね。また、融資貸付件数28件の業種と件数は。

A 中小企業融資の申込みは、金融機関と直接事業者でやることになる。業種は、小売業、建設業、飲食業が多い、件数は資料なくわかりません。

Q7 若年者等雇用促進助成金交付要綱の第3条(8)雇用した若年者等が、既にこの要綱による助成金を受けたものでないことの確認。

A 一度受けた方が違う会社に行って、再度受けることは出来ない。

Q8 各関連要綱について、要綱策定にあたり委員会に報告されているのか確認する。規則・要綱の事業内容によって多額の補助金等が運用されているが、

A 例規関係は、それぞれの性質によって、条例規則、要綱、規定があるが、今システム上公開できる形になっていない、全て要綱を委員会に見せていないのも事実であるが、新たな制度をつくる時は予算審議をいただくのでその中で説明をしている。

Q9 事業をやる時は、予算を伴ってその根拠として条例・規則がなければ最低限要綱をつくって事業を運営していくことになると思う。要綱を策定して事業を展開するときには、あらかじめ委員会の方にも諮ってほしい。

A 町全体的なことに関わるので、まちづくり推進課として答えはできないが、今度委員会の運営方法も変わるかもしれませんが、旧来であれば新規事業については、常任委員会で話し、意見を聞いたうえで、最終的にそれをまとめるのが要綱という形かと思う。

Q10 道と商工会とがどういう連携をされているのかということ、それに対して町はどういう支援があるのかということが、融資主体にやっていた時代と

変わっていない気もするが、新しい事業再構築補助金等の新しい補助金の考え方というのを、どういうふうに進めていったらいいのか、アドバイスをすると、そういう場合に、道の方に、来ていただいて、直接指導・状況説明とか、町の予算に直接反映しないけれども、これらのメニューと一緒に揚げる必要あるのではないかと。

A 商工業の支援については、相談支援というのが非常に多い、補助のメニューとか支援策も国や道の支援策も多い。例えば、令和4年度の北海道経済部施策の中小企業融資制度も商工業含み冊子となっている、その他に国の施策として、中小企業対策とか商工業対策がかなりある。

そういったものを知られていないというのが危惧される場所なので、予算に見えない部分についても、商工会と町と金融機関それから同等の機関、中小企業総合支援センターなどと連携を図り、何とか地元の中小企業の皆さんを支えているような状況になるよう、町として必要な部分があれば施策を考えたい。

2. 北海道経済部施策に関する主な事業概要について

(1) 事業名 次のとおり

- ① 中小企業経営資源強化対策事業費(道単独・昭和 26～)
- ② 北海道中小企業総合支援センター事業費(道単独・平成 13～)
- ③ 中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業(地方創生臨時交付金)
(国費・令和 2～)
- ④ 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業費(地方創生臨時交付金)
(国費・令和 2～)
- ⑤ 地域企業デジタル技術活用支援事業費(地方創生臨時交付金)(国費・令和 4)
- ⑥ 地域課題解決型起業支援事業費(地方創生臨時交付金)(国費・平成 31～)
- ⑦ 商工指導団体等指導事業費(小規模事業振興指導費補助金)(道単・昭和 35～)
- ⑧ 中小企業総合振興資金貸付金(道単・昭和 30～)
- ⑨ 移動中小企業経営相談事業費(一部国費・昭和 50～)
- ⑩ 勤労者福祉資金貸付金(道単・平成元～)
- ⑪ 北海道信用保証協会損失補償金(道単・昭和 25～)
- ⑫ 北海道勤労者信用基金協会損失補償金(道単・平成元～)
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業費(国費・令和 2～)
- ⑭ 商業振興対策費(商業調整推進費(道単・昭和 53～)
- ⑮ 地域事業者連携型販売促進等支援事業費(地方創生臨時交付金)(国費・令和 4～)
- ⑯ 北海道後継者人材バンク(非予算事業・令和元～)
- ⑰ 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(地方創生臨時交付金
(国費・令和 3 年度 5 定補正)
- ⑱ 企業立地促進費(道単・昭和 61～)

(以上令和 4 年度資料に基づく)

(2) 北海道経済部の中小企業制度融資について

中小企業総合振興資金融資要領に基づく (平成 4 年 7 月～)

(融資対象・資金使途・融資金額・融資期間・融資利率・信用保証)

- ① 資金名 1 ライフステージ対応資金→貸付区分 5 枠
2 経済環境変化対応資金 →貸付区分 3 枠
3 一般経営資金 →貸付区分 2 枠

3. 新ひだか町空き家等実態調査委託業務結果報告書(平成 29 年 2 月)に基づき、空き店舗及び空き店舗併用住宅を調べた状況について

- (1) 調査方法は、公道からの外観目視による現状の把握を行っている資料を基に、商業に係る空き店舗等のみについて抜粋し作成している。
- (2) 建物の不良度判定結果については、外観調査によって取得できた不良箇所ごとに不良度判定表に従って A から E ランクの 5 段階の判定内容の区分結果である。
(取扱注意のこと)

(3) 空き店舗等の状況

① 静内地区の状況

※空き店舗併用住宅

静内地区	件数	A	B	C	D	E	備考
本町	4		1	1	2		
青柳町	1			1			
吉野町	2	1	1				
御幸町	4			3	1		
中野町	2		1	1			
末広町	3				3		
高砂町	1		1				
柏台	1	1					
東静内	2				2		
春立	1				1		
計	21	2	4	6	9	0	

※空き店舗

本町	9		2	3	4		
古川町	1		1				
吉野町	5		2	2	1		
御幸町	7	1	2		4		
木場町	1				1		
末広町	1				1		
山手町	2	1	1				
こうせい町	1				1		
駒場	4	2			2		
東静内	1				1		
春立	1				1		
計	33	4	8	5	16	0	
合計	54	6	12	11	25	0	

したがって、静内地区の空き店舗併用住宅 21 件と空き店舗 33 件で計 54 件となるが、利活用を考慮すると外観目視調査ではあるが、A ランク 6 件と B ランク 12 件で計 18 件の状況となっている。

② 三石地区の状況

※空き店舗併用住宅

三石地区	件数	A	B	C	D	Ē	備考
本桐	2	1	1				
東蓬萊	1				1		
計	3	1	1	0	1	0	

※空き店舗

東蓬萊	2		1		1		
歌笛	1				1		
西端	1			1			
計	4	0	1	1	2	0	
合計	7	1	2	1	3	0	

したがって、三石地区の空き店舗併用住宅 3 件と空き店舗 4 件で計 7 件となるが、利活用を考慮すると外観目視調査であるが A ランク 1 件と B ランク 2 件で計 3 件の状況となっている。

[建物等の不良度判定のランク区分]

ランク	判定内容
A	小規模の修繕により利用可能
B	管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない
C	管理が生き届いておらず、損傷が激しい
D	倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い
Ē	倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高い

(4) 2及び3に対する意見等について

Q1 町は商業振興事業として商品券等の活用事業を商工会と連携して進めているが具体的な投資効果・実績状況について把握できればいいが。

A 商工会との意見交換において聞き取りを考えたい。

Q2 コロナ禍関連で借りた金利が返済に入ってくるときに金利負担策として、借換を北海道新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業 p-83 該当するの
か

A 北海道の融資枠条件の該当事業の他に、商工会関連事業で有利な条件があるのか意見交換で実態を含めて聞き取りしたい。

Q3 6次産業化ということで、農業、水産業がどういうふう to 販売のところまでもっていくのか、商業の方の関与と連携の課題について。

Q4 例えば、観光地の倶知安町の方では、ラッピングでボートに乗って川下りが大変賑わってやっているが、そういう環境がうちの町にないかといえ、ないわけではない。

ただ、人材が育っていないというか、そういう環境はあるけれども、要するにできる人材をどう育てていくかだ、人材育成については、商工会あるいは、まちづくり推進課等をどういう連携してどういう目標を立てていくかということも、町の発展のために大事じゃないかとかと考える。

Q5 北海道の地域事業者連携型販売促進等支援事業の取組の場合は、100万円限度額で4分の3補助であるが、その事業報告求められる枚数(内容)、それからこの事業効果を5年にわたって報告しなきゃならないなど、事業者は手を挙げられづらいし、商工会も手を挙げづらいという事業の条件があるかなという気がする。

4. 北海道経済部施策に関する主な事業概要について ・ ・ 令和5年度の施策

※ 事業制度は基本的に変わっていない。各事業は、次のとおり

- ① 中小企業経営資源強化対策事業費(道単独・昭和26～)
- ② 北海道中小企業総合支援センター事業費(道単独・平成13～)
- ③ 中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業(地方創生臨時交付金)
(国費・令和2～)
- ④ 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業費(地方創生臨時交付金)
(国費・令和2～)
- ⑤ 地域企業デジタル技術活用支援事業費(地方創生臨時交付金)(国費・令和4)
- ⑥ 地域課題解決型起業支援事業費(地方創生臨時交付金)(国費・平成31～)
- ⑦ 商工指導団体等指導事業費(小規模事業振興指導費補助金)(道単・昭和35～)
- ⑧ 中小企業総合振興資金貸付金(道単・昭和30～)
- ⑨ 移動中小企業経営相談事業費(一部国費・昭和50～)
- ⑩ 勤労者福祉資金貸付金(道単・平成元～)
- ⑪ 北海道信用保証協会損失補償金(道単・昭和25～)
- ⑫ 北海道勤労者信用基金協会損失補償金(道単・平成元～)
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業費(国費・令和2～)
- ⑭ 商業振興対策費(商業調整推進費(道単・昭和53～)
- ⑮ 地域事業者連携型販売促進等支援事業費(地方創生臨時交付金)(国費・令和4～)
- ⑯ 北海道後継者人材バンク(非予算事業・令和元～)
- ⑰ 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(地方創生臨時交付金
(国費・令和3年度5定補正)
- ⑱ 企業立地促進費(道単・昭和61～)

なお、令和4年度施策実施事業対し、令和5年度の未計上(カット)事業は、次のとおりです。

- ◇ 地域企業デジタル技術活用支援事業費(地方創生臨時交付金・令和4)
- ◇ 地域事業者連携型販売促進等支援事業費(地方創生臨時交付金・令和4)
- ◇ 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(地方創生臨時交付金・令和3補正)

5. 新ひだか町商工会との意見交換会について

(1) 年月日 令和5年9月25日(月)

(2) 調査事項 新ひだか町商業の現状と商業振興の推進についての要旨

(3) 協議事項

① 商工会の現在の加入店経営構成状況について

分類 1～16計	店舗数	店舗形態		従業員数毎の店舗数					
		店	店舗住宅	0人	1人	2人	3～4人	5～9人	10人
商工会地区									
静内地区商工会	402	251	151	126	67	43	47	66	53
三石地区商工会	89	40	49	36	18	12	8	7	8
商工会 計	491	291	200	162	85	55	55	73	61

分類毎の店舗数等は別紙のとおり及び区分詳細は配布済み資料参照

② 商工会に未加入の店舗数について・・・「商工会で確認できる範囲の集計」

静内地区商工会	163
三石地区商工会	11
商工会 計	174

※ したがって、新ひだか町の店舗数は、商工会加入の店舗数491店舗と商工会未加入者の店舗数見込み174店舗で総計665店舗数となっている。

③ 経営融資等に直轄関連の取組状況について

○{(株)日本政策金融公庫 室蘭支店}

- ・小規模事業者経営改善資金＝現状実績件数 3件 56,000千円
- ・普通貸付＝現状実績件数 4件 72,000千円
(新創業融資制度1件3,000千円含む)

○{新ひだか町}

- ・新ひだか町中小企業融資＝現状実績件数 5件 2,200千円

④ 空き店舗、空き店舗併用住宅に係る指導と相談の取組について

行っていないが今後については、町の空家等実態調査資料を参考に検討したい。

⑤ 大・中規模小売店舗進出に関し影響等による連携等の取組(考え方)について

独自、連携等による取組は行っていない。

⑥ 中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づく商業振興の推進について

小規模事業者の持続的な発展を図るべく、経営革新の促進・創業の促進・創造的な事業活動の促進・経営資源の確保の取組をしている。

⑦ 新ひだか町プレミアム商品券発行事業実績について

○事業主体・・・商工会

○発行総額・・・187,500,000 円

○参加店舗・・・288 店舗

○プレミアム付き商品券換金内訳・・・

・静内地区 187 件 163,081,500 円

・三石地区 49 件 23,782,000 円

計 236 件 186,863,500 円

○換金率・・・99.66%

○換金方法

・概ね7日毎の請求締切日に対して、概ね7日後に口座振替により支払いする。

(4) 意見交換の要旨

Q1 日高自動車道計画の中、転換期でむかわ町商店街は町づくりとして特産品づくりを行っているが、商工会全体として計画してもいいのではないか。

A 伴走型資金で商品開発に取り組んでいる。物産店で、大阪でも、丸井・今井でも参加している、評価を見て努力が見えるように資金面で考えたい。

Q2 次世代半導体工場立地計画に関する件及び日高山脈国立公園計画に関する件で、何か商工会としてできないか、検討されているのか。

A 商工会として、観光協会として、町としてやるべき役割があるのかとと思っている。

Q3 特産品開発として連携・研究には、江別の道立食品加工研究センターがあるので商工会も連携してやるべきでは。

A 勉強してきてない。

Q4 今年は、ここ数年のコロナ関連などの影響による廃業者の会員の実態は。

A コロナ関連ではない、高齢化とかではあるがあまりない。

Q5 農業も後継者対策に課題があるが、商工会も 491 会員数があるなかで後継者に関する今後の見通しは。

A 何とも言えない。

Q6 商工会未加入者の件、静内地区 163 店、三石地区 11 店あるが入っていないことへの認識は。

A 理・美容業にあっては、別の団体会組織あり、商工会とは違った主旨の考えか

と思う。

Q7 コロナ関連に伴い、国の無利子・無担保条件の日本政策金融公庫などの融資事業の返済猶予が今年中となっているが。

A 国は、返済猶予期間を今年度3月まで延長とされた。今後も国の方向性を注視していく。

Q8 大型店舗が進出くるが、生協店舗・ホームック店舗などが改築され町外から来ているが、その情報がどのようにして商工会が情報を収集しているのか。

A 情報収集は、商工会としては出来ない(皆様と同じで情報はない)

※ 一般住宅・店舗・中規模店舗等の新設・改築場合は、市町村に届け出が必要となるので市町村の建設課で情報周知できるが。

しかし、大規模小売店舗立地法「大規模小売店舗(店舗面積 1,000 m²超)」を新設・変更する場合、都道府県に届け出が必要であることから、北海道庁の出先機関である日高振興局産業振興部商工労働観光課が窓口となって行政事務・技術審査手続きしている。従って市町村への情報はない。

Q9 創業・事業継承支援金の活用の関わり、相談は。また、廃業は飲食店が多いのか

A 現状は、創業2件と事業継承1件となっているが、今相談は4件ある。廃業は小売店飲食がある。

Q10 事業継承について、10年後・20年後について需要も少なくなるかと思うが、商工会としてどう考えているのか。

A 商工会で考える？ 会員数としては維持しているが、今680位となっている。このまま減ったらどうするか考えているが、その割に大きな店舗が入ってきており、手探り状態である。

会員を減らさないような対策(支援対策も含めて)が必要である。よって、10年後の答が解ればいいが。

5. 商工会に加入の業務種別毎の店舗数及び従業員数区分毎の店舗数について
 < 静内地区及び三石地区の集計 >

※静内地区

分 類	店 舗 数	店舗形態		従業員数の店舗数					
		店	店舗住宅	0人	1人	2人	3～ 4人	5～ 9人	10 人～
1 食料品店	32	17	15	7	7	5	5	5	3
2 衣類・身の回り品・編み物店	12	7	5	6	2	1	0	2	1
3 百貨店・総合スーパー	7	7	0	0	0	0	0	0	7
4 飲食サービス業の専門料理店(ラーメン・焼き肉店等)	32	28	4	6	8	3	8	3	4
5 飲食サービス業の酒場・スナック等	60	60	0	37	8	5	7	1	2
6 医療品・化粧品店	5	3	2	1	2	1	0	1	0
7 燃料店	11	9	2	1	1	1	2	4	2
8 自動車・自転車店	24	23	1	2	4	3	5	7	3
9 機械器具小売業店パソコン・TV・電気器具店	9	4	5	6	1	0	1	0	1
10 コンビニ店	13	13	0	0	0	0	1	12	0
11 生活関連サービス業、娯楽業の美容業・理容業	36	15	21	13	13	2	2	0	6
12 教育・学習支援業	2	2	0	0	0	0	0	0	2
13 医療・福祉業	12	5	7	4	1	2	1	1	3
14 不動産・物品賃借業	17	17	0	14	0	0	1	1	1
15 建設業	105	27	78	24	16	15	12	21	17
16 その他の小売業(時計・眼鏡、花・ペット・楽器等)	25	14	11	5	4	5	2	8	1
計	402	251	151	126	67	43	47	66	53

※三石地区

分 類	店 舗 数	店舗形態		従業員数毎の店舗数					
		店	店舗住宅	0人	1人	2人	3～ 4人	5～9 人	10 人～
1 食料品店	15	1	14	7	2	3	2	1	0
2 衣服・身の回り品・編み物 店	3	0	3	3	0	0	0	0	0
3 百貨店・総合スーパー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 飲食サービス業の専門料理 店(ラーメン・焼き肉店等)	9	4	5	3	4	0	2	0	0
5 飲食サービス業の酒場・ス ナック等	2	2	0	1	1	0	0	0	0
6 医療品・化粧品店	2	2	0	1	0	0	1	0	0
7 燃料店	3	2	1	0	1	2	0	0	0
8 自動車・自転車店	4	4	0	0	2	0	0	1	1
9 機械器具小売業(パソコン・ TV・電気器具等)	2	1	1	0	0	2	0	0	0
10 コンビニ店	4	4	0	0	0	0	1	3	0
11 生活関連サービス業、娯楽 業の美容業・理容業	10	5	5	8	0	1	0	0	1
12 教育・学習支援業	3	3	0	0	0	0	0	0	3
13 医療・福祉業	4	3	1	2	0	2	0	0	0
14 不動産・物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 建設業	20	9	11	4	7	2	2	2	3
16 その他小売業(時計・眼鏡・ 花・ペット・楽器等)	8	0	8	7	1	0	0	0	0
：	89	40	49	36	18	12	8	7	8
計									
※静内地区及び三石地区 合 計	491	291	200	162	85	55	55	73	61

「参考」

※中小企業基本法では第 2 条第 5 項に規定する商業となり卸売業、小売業をいう。

項目	中小企業者		小規模企業者
	資本金	常時使用する従業員の人	常時使用する従業員の人
①卸売業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万以下	50 人以下	5 人以下

中小企業の定義は、中小企業基本法第 2 条に規定され、資本要件・従業員数要件のいずれかに該当する場合に中小企業となる。中小企業は、法人でなくてもこの法律の条件を満たしていれば個人経営の飲食店・個人農家も該当になる。

※ 小規模企業振興基本法 平成 24 年 6 月に公布、施行

- 1 目的 この法律は、中小企業法(昭和 38 年法律第 54 号)の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国、地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的にかつ計画的に推進しもって、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。
- 2 「小企業企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者。
 - ・「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が 5 人以下の事業者をいう。

6. 町内大規模小売店舗概要

厚生経済常任委員会調査資料

番号	店舗名称	規模（床面積）				構造	業種	従業員数	適用法令	備考		
		総面積									内店舗面積	
		1F	2F	3F	延べ床面積						1F	2F
1	イオン静内店	6,387.33	6,345.00		12,732.33							
2	マックスバリュ静内店	3,649.15			3,649.15					ツルハドラッグ含む		
3	コープさっぽろしずない店	3,020.98	1,705.67		4,726.65							
4	無印良品コープさっぽろしずない店	2,094.30	601.50	42.24	2,738.04							
5	業務スーパー静内店	1,378.26			1,378.26							
6	ツルハドラッグ／静内店	2,060.00			2,060.00					ゲオ静内店含む		
7	ツルハドラッグ／マックスバリュ静内店				0.00							
8	ファッションセンターしまむら静内店	1,144.90			1,144.90							
9	ファッション市場サンキ静内店	1,498.71			1,498.71							
10	西松屋静内山手店	840.25			840.25							
11	ケーズデンキ新ひだか店	2,096.70			2,096.70							
12	サツドラ静内店	1,397.20			1,397.20							
13	DCM静内店（ホームック）	5,483.38			5,483.38							
14	コメリ ハード&グリーン 新ひだか店	4,297.72			4,297.72							

※大規模小売店舗立地法（大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）を新設・変更する場合、都道府県に届け出：日高振興局産業振興部商工労働観光課

7. 総括

- (1) 空き店舗・空き店舗併用住宅の活用対策であるが、新ひだか町空き家等実態調査委託業務結果報告書(平成 29 年 2 月)に基づき、空き店舗及び空き店舗併用住宅のみを調べた状況では、外観目視調査による現状の把握を行っている資料の、建物不良度判定結果では、ランク 5 区分「A 小規模の修繕により再利用可能」・「B 管理が行き届いていないが当面の危険性は少ない」・「C 管理が行き届いておらず損傷が著しい」・「D 倒壊の危険性があり修繕や解体などの緊急度が高い」・「E 倒壊の危険性があり解体などの緊急度が極めて高い」により調べ、利活用の可能性建物は A・B ランクと考える、静内地区の空き店舗 33 件の内利活用 12 件、空き店舗併用住宅 21 件の内利活用 6 件の状況である。また、三石地区の空き店舗 4 件の内利活用 1 件、空き店舗併用住宅 3 件の内利活用 2 件の状況である。

商工会との意見交換会では、町の空き家等実態調査資料が具体化をされた段階には指導と相談の取り組みも考えたいとのことである。幕別町では、幕別町空き施設利用サポートセンターに「地域おこし協力隊(空き施設対策担当・1 級建築士資格等)」を配置し、空き施設所有者や希望者等の相談等を目的に開設し、活用対策を講じ評価されていることを踏まえ当町も検討が必要でないか。

町は創業・事業継承の支援を具体化して推進しているが、さらに活用しやすいように制度の拡充を検討する必要と考える。

- (2) 雇用労働助成制度として特定地方公共団体無料職業相談所の開設について
仕事紹介所の求人募集については、町内で働く場を探している方に対して、求人を出している企業の情報を提供しており、随時求人募集を行う。

先進地幕別町では、事業所を有する企業等、全業種・全職種を対象として商工観光課でハローワーク業務を行い商業振興に資している。移住予定者等に対しても必要な事業であるので開設について、調査・研究が必要と考える。

- (3) 商工会の加入店経営構成状況と加入者促進への取り組みについて、現在の経営分類 16 合計では、静内地区商工会 402 店舗と三石地区商工会 89 店舗で合計店 491 店舗が商工会加入店となっているが、未加入者の店舗数見込み 174 で総計 665 店舗を推計しており商工会加入率 73%である。北海道小規模事業指導補助事業要綱では加入率 60%を割ると補助対象外となることから、先進地商工会においても現下の経済状況を鑑み商工業者の解散、廃業など脱退会員が多く難しい状況や高齢化による廃業増に伴い、未加入店が増加している状況であることから、加入店促進のため町との連携を図り経営改善普及に取り組んでいる。

当町において今後の課題をふまえた対策の取り組みが必要と考える。

令和5年度 行政視察結果報告書

商業の現状と商業振興の推進について



音更町議会議場にて

新ひだか町議会
厚生経済常任委員会

厚生経済常任委員会行政視察結果

1. 日 程 令和5年11月8日(水)～9日(木)

2. 視察先等

(1) 第1日目 11月8日(水)

① 幕別町

説明者等	議会議長	寺 林 俊 幸
	経済部長	岡 田 直 之
	〃 商工観光課長	西 嶋 慎
	議会事務局長	合 田 利 信
	〃 議事課長	北 原 正 喜
	〃 庶務係長	菅 原 美栄子

② 幕別町商工会

説明者等	事務局長	三 島 均
------	------	-------

(2) 第2日目 11月9日(木)

① 音更町

説明者等	町長	小 野 信 次
	議長	高 瀬 博 文
	経済部長	井 原 愛 啓
	〃 商工観光課長	櫻 井 智 和
	〃 〃 企業誘致係長	清 水 一 文
	兼 商工労政係長	
	議会事務局長	八 鍬 政 幸

② 音更町商工会

説明者等	会長	山 本 英 明
	副会長	村 瀬 正 明
	事務局長	富 田 秀 彦
	事務局次長	角 谷 稔
	経営指導員	畔 木 巧

3. 参加者

厚生経済常任委員会

委員長 城 地 民 義

副委員長 田 畑 隆 章

委員 川 端 克 美

〃 蚊 野 芳 春
〃 阿 部 公 一
〃 建 部 和 代
〃 北 道 健 一

○随 行 議 会 事 務 局 長 桂 田 達 也
議 会 事 務 局 主 査 上 田 哲

4. 視 察 結 果 別 紙 の と お り

1. 調査の概要

(1) 11月8日(水) 幕別町役場

☆概要

商業の現状について

幕別町の令和5年3月末基本台帳によると人口25,778人(幕別地区24,373人+忠類地区1,405人)で世帯数12,615戸(幕別地区11,865戸+忠類地区750戸)である、産業別項目では農業耕地面積21,208ha・農家戸数514戸で畑作及び酪農として経営の大規模化が進んでいる状況にあり令和2年度農業産出額272億6千万円、また工業では事業者数30件・事業者数1,014人・出荷額16,704百万円を推移している。

商業にあつては商店数196件・従業員者数1,469人で販売額46,240百万円(平成28年商業統計調査)を推移している。

事業所数と従業員数

(令和3年7月1日数値)

業種	事業所	従業者人	業種	事業所	従業者
農林水産業	80	607	飲食店・宿泊業	82	765
建設業	118	882	生活関連サービス業	84	326
製造業	65	1,158	医療・福祉	93	1,195
電気・ガス・水道・熱供給業	5	11	教育・学習支援業	24	108
情報通信業	3	11	複合サービス業	10	166
運輸業	30	446	サービス業(外)	88	511
卸売業・小売業	209	1,514	・総数		
金融・保険業	9	84	民営事業所のみ)	956	7,892
学術研究・専門・技術サ業	28	124	公営事業所を含む)	1,028	9,093

特に高齢者施設が年々増加している状況であるとのことである。

町の基本的な商業振興支援施策

1 幕別町経済対策に関する定期意見交換会の開催

町の経済関係機関の幕別町商工会、3金融機関(北洋銀行幕別支店・帯広信用金庫札内支店・十勝信用組合幕別支店)、幕別町観光物産協会(事務局：町経済部商工観光課)の3者による「幕別町経済対策に関する意見交換会」を令和3年2月以降、定期的に開催し、町内

の経済状況と町内企業の状況、必要な支援策などについて協議している。今まで 10 回開催した。

令和 5 年度は、現時点までに 6 月、10 月の 2 回開催している。

2 主な商業・工業振興支援施策の取組について (R5 予算千円)

(1) 商工会振興補助事業 40,906 千円

- ・ 商工会が行う企業指導事務などに対する補助(補助対象は人件費、商工業振興事業等

(2) 住宅リフォーム奨励事業 5,782 千円

- ・ 町内事業者の施工により住宅リフォームを行う場合、奨励金(まく pay)を交付(交付率は工事費の 5%相当額で上限 5 万円)

(3) 商店街活性化店舗開店等支援事業 1,600 千円

- ・ 市街地の活性化を図るため、空き店舗を賃借して出店する事業者に対し、改修費(補助率 1/2 以内、上限額 100 万円)と家賃(補助率 1/2 以内、月額上限 5 万円、1 年間)を補助

(4) 中小企業融資運用資金貸付事業 350,000 千円

- ・ 中小企業融資のための原資として、町内指定金融機関に預託し、融資の斡旋を行う。預託額の 3 倍を融資枠とする。

(5) 中小企業融資保証料・利息補給事業 9,908 千円

- ・ 町中小企業融資の信用保証料(道信用保証協会:全額)と利息(貸付利率の内年 1%を超える額、上限 2.2%)を補助

(6) 中小企業退職金共済制度加入促進事業 37 千円

- ・ 中小企業退職金共済制度に加入する事業者に対し、被保険者の共済制度加入後 36 か月間を限度に掛け金の一部を(補助率 1/2 以内、上限額月額 1 千円)※R2 年 3 月までの加入者のみ

今年度で終了。(令和 4 年度実績 63 人である)

(7) **【新】新型コロナウイルス感染症関連融資利息補給事業** 31,860 千円

- ・ 新型コロナウイルス感染症関連融資に対する 4 年目以降の利子全額を補給(対象:令和 2 年 9 月までの融資実行分のみ) ・ (3 年目までは国や道の新型コロナウイルス関連融資により発生しないので、4 年目以降の利子全額を町が補給する対策である)
- ・ 利子補給期間は令和 5 年度～令和 17 年度まで、利子補給予定額 159,859 千円
- ・ 融資件数 244 件で融資額合計 4,298,910 千円

(8) **【新】まく pay ポイント還元事業** 25,098 千円・・・令和 5 年 6 月補正され 8 月～実

施

- ・ 幕別商工会が実施する「まく pay」の利用額の上限 30%相当(上限をポイント還元する費用と事務経費を補助する。(利用上限額 5 万円)夏 8 月・冬 12 月の 2 回実施する。
- ・ ポイント還元 24,000 千円と広告・事務経費 1,098 千円

(9) **【新】まく pay 行政ポイント付与システム改修事業** 970 千円

- ・ 「まく pay」のポイントに交換できる行政ポイント事業を実施、町が実施する事業の参加の促進とお金の地産地消を図るためのシステム改修補助
- ・ 幕別町商工会が実施

(10) **企業誘致対策事業** 66,376 千円

- ・ 企業誘致促進条例により町内の工業団地の企業誘致促進のための補助

(11) **工業団地取得資金貸付事業** 101,109 千円

3 今後の新たな商業振興事業施策等の考え方

(1) 地域経済の循環とお金の地産地消

人口減少により地域経済が縮小する中、町外から資金を流入し、町内で経済を循環する仕組みをつくとともに、住民の日常活動を通じてお金を生み出すことで、町内の経済を維持する。

事業：電子地域通貨「まく pay」の利用促進(地域おこし協力隊)

：行政ポイントの活用→行政活動への参加とお金の地産地消を目的として導入するもので、町が実施する各種事業に参加したり、行政サービスを利用することで、貯めることが出来るポイントです。行政ポイントは、「まく pay」カードに貯めることができ、貯めたポイントは「まく pay」加盟店で 1 ポイント 1 円として利用できる。

：町内施設における使用料への適用

(2) 人流の促進と人材の確保

人口減少・高齢化により、空き店舗の増加や後継者の確保が難しくなるなか、町外からの人の流れを作り出す仕組みをつくとともに、事業の承継に向けた支援体制を構築する。

事業：商店街活性化店舗開店等支援事業

：空き施設利用サポートセンターの設置(地域おこし協力隊)→空き施設所有者や希望者の相談、移住者、関係人口創出を目的に 7 月に開設した、現在 11 名の相談ある。

：幕別町お仕事紹介所の活用の促進

：事業承継の支援に向けた取組み(予定)

(3) 働く場の確保と新たな企業の創出・誘致

町内企業の継続により、住民の働く場を確保するとともに、時代の変化に応じて多様化した企業の創出や誘致により、町内事業者を増やすことで経済規模を維持する。

事業：企業の運転資金の確保

：企業誘致の促進

4 令和5年度雇用労働助成制度等の紹介

(1) 幕別町お仕事紹介所の求人募集について・・・問合せ先、町商工観光課商工労政係

・幕別町では、町内で働く場を探している方に対して、求人を出している企業の情報を提供しています。随時求人情報を募集している。

従って、町内で就労を希望している方への求人企業の募集を行っており、ハローワークを町が行なっている。

(2) 小・中・高校生の会社見学等の受入企業募集について・・・問合せ先、商工観光課商工労政係

・小・中・高校生の会社見学や職場体験の受入に協力していただける企業の募集を行っている。

(3) 北海道移住支援金対象求人の募集について(北海道の補助金)

・東京圏からの移住者に対して移住支援金として最大100万円を支給事業の取組。

(4) キャリアアップ助成金について(国の助成制度)

・非正規労働者等の正社員化の取組を実施した事業主に対して助成金を支給事業への取組。

(5) 障がい者トライアル雇用について(国の助成制度)

・障がい者を原則3ヶ月間試行雇用する際に1人当たり最大で12万円助成する。

(6) 両立支援等助成金について(国の助成制度)

・職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのために助成金を交付する。

5 新型コロナウイルス感染症関連経済対策等について

(1) 方針

事業者の実態を常に把握しながら「1件の事業者も倒産させない」との思いで様々な経済支援策に取り組んできた。

事業を守る→雇用を守る→生活を守る

(2) 主な内容

① 企業活動における「運転資金の確保」

ア 新型コロナウイルス感染症関連融資に関する利子補給(基金の造成)

② 臨時・緊急的な現金注入による「気力の確保」

ア 頑張る事業者応援事業など第5弾にわたる事業者に対する給付事業

イ 飲食店・ホテル等緊急支援事業

③ 町民等の現金を活用し、より大きく経済を動かす「経済の循環」

ア スーパープレミアム付き商品券発行事業(3回実施)

イ 町内宿泊施設宿泊費助成事業

ウ 農商福箱ドライブスルー販売事業、元気回復応援キャンペーン事業

④ コロナ禍後の町の未来の経済維持のための「地域経済の循環」

ア 電子地域通貨導入支援事業

⑤ 雇用の相談窓口の設置

ア 特定地方公共団体無料職業相談所「幕別町お仕事紹介所」の開設

具体的な事業については、令和2年度～令和5年度までの新型コロナウイルス感染症・物価高騰関連経済対策21事業を実施している。・・別資料保管

6 意見交換等

○幕別町寺林議長一飯田町長はコロナウイルス感染症関連対策では、1件の事業者も倒産さない決意から、コロナ対策はやり切ったと思っている。

Q ハローワークについて町商工観光課窓口で行っているが問題ないのか、また求人情報は

A 町の職員が情報を伝えて協議している。また、求人情報は町広報に載せている。

Q 大型店のまく pay の活用・行政ポイントについて

A 幕別町にも大型店舗あるが、地元店のみで、コンビニも入れていない(調整していなかった)、大型店は賛助会員としているため、町外企業に一線画しているため、ただし、今後のことも踏まえ商工会と打合わせ中である。

Q 行政ポイントを進めるにあたって良かったことなどは

A R5年6月補正し8月から実施した、健康増進・介護予防に関すること、転入者に関する事など取組、今後は施設の利用料も払えるようにしていく。

Q 町づくりのコーディネートの仕組みを描いているか、経験は長い方か

A 経済部長、商工観光課長も5年となるが確りと対処している。(議長談)

Q 事業の承継、後継者の件について

A 令和2年度に商工会がアンケートを取ったが半分位はいないとのことであったが、承継

に対する補助はしたが、マッチングするのが難しい。北海道の方とも協議が必要である。

Q 若い技術者、建設業の雇用で若い人が来ないが呼び寄せる方策は

A 職場体験をしていただくことも考えたい。

Q コロナ禍など経済対策等についてどのようにして意見交換会をしたのか

A 町長と経済部長の二人で、土・日曜日を掛けて、一軒の倒産も出さない考えから、関係者との意見交換してみても事業の中身を参考としてコロナ対策してきた。

Q 行政ポイント5%となっているが5%に落ち着いた理由は

A 当時、消費税5%であったため5%とした。

Q 行政サイドとハローワークとの相談対応について、職業訓練・パソコン・運転手研修等名目あるが

A 商工労政係2人で業務しており、事業間の求人に対しての業務であり、以外詳細は対応していない。

(2) 11月8日 幕別町商工会

☆概要

1 商工業者数及び商工会員数等について

(令和5年4月現在)

合計	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	娯楽業	娯楽業以外	その他	定款会員
商工業者数 546	109	47	13	126	61		108		75	7
商工会員数 329	78	24	3	80	40	4	3	50	0	7

以上から商工業者数 546 店に対して商工会会員数 329 店で、会員率 $329/546=60.25\%$ となっている。

2 課題

- ・ 商工業者、景気の低迷等で解散、廃業など脱退会員が多く難しい状況。
- ・ 商工業者の高齢化による廃業増。

- ・空き店舗対策として町が引率して実施しているが効果的にはまだ出ていない。
(現在一店舗営業している)

3 対策

- ・商工会員、青年部等、横の繋がりを利用しての声かけ。
- ・事務局長(帯広イトウヨーカドウから採用)になってからは各商店に直接訪問し、聞き取りしている。
- ・町と協力して令和4年の12月に始めたが電子地域通貨「まく pay」を広め町内で経済を循環するシステム構築を図る。
- ・事業承継について、先に道の会議での内容で検討したが、周りからの繋がりがあったが90%の方が辞めていっているようなので、仕組み作りが大切であるかと思う。

4 「まく pay」利用状況と夏のキャンペーンについて

◆ 「まく pay」キャンペーンの目的

物価高騰による地域経済の停滞に対する消費喚起と、カード利用に対する高還元率キャンペーンを行うことで、「まく pay」利用者を増やすとともに、電子地域通貨の利用促進と商工会会員事業者の参加促進につなげ、地域内での高経済循環サイクルの確立を図る。

(・・・小規模事業者を大規模店に負けないのが目的であるか如何か・・・)

◆ 今回のキャンペーン条件

- ・実施期間：平成5年8月10日～9月10日の1か月
- ・内 容：期間内に「まく pay」カードを利用した額の最大30%を利用者に還元
(上限額5万円、総額1,500万円)

◆ キャンペーン期間の売上状況

・145業種、売上額25,340千円の実績となり1か月間と考えると今までの最高売上額だったR5年1月の19,434千円を約5,906千円を上回った。

◆ キャンペーン事業のまとめとして

全体評価

・経済活性化につながる施策として実施した「まく pay」キャンペーンは想定通りの効果を上げており、「利用者メリットの向上」に大きく貢献できた。また、今後の経済基盤となる、デジタル技術を活用した「電子通貨」の利用機会を醸成することが出来た。

キャンペーンによる効果

- ・町内参加店舗の売上向上25,340千円実績
- ・利用者に対する利益還元で約7,000千円
- ・これまでにまく pay を利用していなかった人の利用機会の創出
- ・新規利用者の獲得で新規カード発行者133人となる。

課題事項

- ・利用者向けの早期アナウンスの必要性(時期、やり取り)

- ・チャージするための環境改善(いつでも、どこでも簡単に)
- ・利用者店舗数の拡大(継続の課題)

5 意見交換

- 事業の取り組み経緯は・・・浜中町を参考にして検討した。
- 商工会の職員体制は・・・9名(パート1人も含む、幕別・忠類・札内を含む)
- 共のサービス料金の取り組みは・・・今後検討していく
- システム等への取り組みは・・・「まく pay」は凸版印刷としているが、システムはどこかと提携するのが良かったのかと思っている。

(3) 11月9日 音更町役場

☆概要

1 音更町の概要

音更町は、北海道住宅公社や民間による宅地開発が行われ、帯広市に隣接している地理的優位性もあって令和5年9月末現在人口43,031人・20,833世帯であり道内町村でもっとも人口の多い町、また広大で肥沃な大地に育まれた農業が基幹産業で、より優れた品質と生産性の向上を目指して、土地基盤の整備や農業技術の普及向上を図っている。畑作では小麦、小豆、大豆等が作付面積、生産量(農家戸数634戸・農業世帯人口2,857人)ともに全国でトップクラスである。

商業においては、大・中型店舗の開店と農業機械関連の店舗も多く地域活性化を担っている状況である。

- ・ 中小企業数：835者のうち小規模企業712者である。ただし、民営事業者の個人・法人、第一次産業は除く。

2 音更町における産業振興支援などについての基本的施策について

○ 音更町中小企業・小規模企業振興基本条例について

(1) 町の中小企業・小規模企業の現状

- ・ 中小企業・小規模企業の重要性・・・地域の雇用や経済を支えている存在と消費の循環やまちの活性化などに重要な役割

- ・音更町総合計画での位置づけ・基本目標「経済の好循環で造る元気あふれる街」及び商工会と連携した産業振興策
- ・中小企業・小規模企業を取り巻く環境・地域課題～少子高齢化や人口減少、経済状況～感染症などによる急激な変化

(2) 目的

- ・中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念・基本的施策定め、中小企業等の振興を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展・町民生活の向上に寄与することを目的としている。・・・条例の概要は別添のとおり

3 商業振興に係る各種事業の取り組み状況について

音更町中小企業・小規模企業振興基本条例の基本的施策項目

(令和5年度予算千円)

(1) 経営の安定及び継続的な発展の支援に関する施策

① 音更町商工会補助金 33,656 千円

中小企業者の相談対応や経営指導などネットワークの構築ね施策に関する情報収集、提供などを行う商工会に対し、運営経費の一部を補助

- ・人件費、経営改善普及事業～道費を除いた額の80%を補助
- ・一般事業、管理費～事業費の50%補助
- ※令和5年度から人件費1名分を補助

② 商工業振興資金利子当補給金 7,000 千円

商工業振興金を借入した事業費に対し利子及び信用保証料の一部を補助

- ・対象資金～運転資金・設備資金(小口資金を含む)
- ・利子補給～利率2%を超えた額(2%以内を限度)
- ・保証料補助～融資期間中に支払った信用保証料を補給・R4 保証料補給 75 事業所 80 件

③ 商工業振興資金貸付金 262,081 千円

中小企業に対し事業経営に必要とする資金を融資(金融機関の預託より実施し、預託額の4倍まで融資枠としている。)

- ・運転資金(融資期間7年以内、限度額2,000万円以内)※小口資金を含む
- ・設備資金(融資期間10年以内、限度額2,000万円以内)※小口資金を含む
- ・創業資金7年以内、(限度額500万以内) R4実績31件

(2) 人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策

① 雇用増に伴う助成金 1,560 千円

音更町内の指定地域での事業所の新設、移設または増設に伴う操業開始から1年間の雇用増に対して、1人当たり12万円を助成(上限300人、3,600万円)

② 中小企業退職金共済掛金助成金 5,000千円

音更町内の中小企業従業員の退職金共済制度への加入促進と福祉の向上と雇用の安定を図るための費用節減のため、中小企業退職金共済掛金を納付している事業者に対してその一部を助成

・助成額～掛金の20% ・助成期間～3年間 ・対象者103事業所

③ U I J ターン新規就業支援事業移住支援金 1,000千円

東京一極集中の是正と地方の担い手不足対策のため、東京圏から移住し道のマッチングサイトに登録した法人に就職するなど要件を満たした移住者に支援金を支給(北海道の制度に準拠) ・支給額～単身者60万円、世帯での移住者100万円

④ 労働相談 596千円

労働に関する相談に応じ、労働者の生活安定と労働福祉向上を図るため、労働相談員2名に相談業務を委託

⑤ とから勤労者共済センター負担金 583千円

個々の事業者では実施困難な福利厚生事業や給付金事業を実施する団体を支援し、中小企業の勤労者に対する福利厚生の充実を図る。・音更町加入状況114事業所666人

⑥ 十勝北西部通年雇用促進協議会負担金 235千円

季節労働者の通年雇用化を支援し、企業の人材確保や雇用安定化を図るため、十勝管内北西部8町で構成する協議会に運営費の一部を負担する。

(3) 事業承継の促進に関する施策

① 中小企業等事業承継支援事業 500千円

音更町内の中小企業者等の円滑な事業承継を進めることにより、雇用維持や地域活性化を図る。

- ・対象～町内に登記上の本店を有する法人
- ・対象経費～コンサルティング料、事業承継税制の特例措置申請、株価算定、仲介委託など事業承継に係る費用
- ・補助額～対象経費の12以内(限度額50万円以内) R4対象者3件

(4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策

① 空き店舗活用事業補助金 6,172千円

空き店舗の活用促進、中小企業の育成振興、雇用機会の拡大、商店街の活性化を図ることを目的に、音更町内の空き店舗を買い取り、または借り上げて創業等をする者に対し助成する。現在使用されていない店舗、事務所、倉庫が対象。(6か月以上の事業継続が条件)

- ・対象経費～店舗の内外装の改修費と賃貸料
- ・補助額～対象経費の 1/2 以内(限度額 100 万円) 対象者 7 件
- ② **事業所立地奨励補助金** 24,817 千円
音更町内の指定地域に事業所を立地した者に対し、固定資産税相当額を交付
- ・対象となる物件～土地、500 万円を超える家屋・償却資産
- ・期間～最長 5 年間(課税免除 3 年、奨励金交付 2 年) 対象者 18 事業所
- ③ **工業団地土地購入資金利子補給金** 1,569 千円
音更町 IC 工業団地内の土地を音更町土地開発公社から購入した場合、金融機関から借り入れた資金に係る利子を補給
- ・対象経費～土地購入資金に係る借入資金利子相当額(年利 3%相当額が上限)
- ・期間～最長 7 年間 対象者 7 事業 8 件

4 新型コロナウイルス感染症対策としての商業振興対策の状況について

令和 5 年度予算分

- (1) **音更町観光振興事業補助金** 16,300 千円
旭川市からの集客増を目的とした無料送迎バス運行、帯広駅～十勝川温泉バス無料化などの 2 次交通対策支援事業に対する補助 2,000 千円。(札幌便については補正予算 14.30 千円で措置された)
 - ・事業主体 十勝川温泉観光協会
- (2) **音更町宿泊助成事業** 15,000 千円
アフターコロナに向けた町内観光宿泊施設の利用促進を図るため、町内の観光宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊料の一部を助成
 - ・連泊の 2 泊目に対して 2,000 円割引・7,500 円泊分、事業主体 十勝川温泉観光協会

なお、令和 2 年度～令和 4 年度分の新型コロナウイルス感染症対策としての商業振興対策は 16 事業を実施し事業費 876,658 千円となっている。

5 今後の商業振興事業施策等の考え方

音更町中小企業・小規模企業振興基本条例は、理念条例となっているため、条例において具体的な施策を盛り込んではいないが、条例制定後も、この条例をどう施策に活かしていくかを商工会や金融機関などの関係機関と議論を続ける中で現在検討している。

○ 商業振興資金の見直し(資金融通の円滑化)

商工業振興資金は、商工業者の経営の安定を図るために、事業者の事業運営の基礎となる資金融通の円滑化のために実施している。しかしながら、長期化する低金利や経済状況、コロナ禍で実施されたゼロゼロ融資を含む多様な資金需要に対応できていないことから、制度の見直しを検討している。

○ 融資の対象者の見直し

町内に住所を有し、町外で事業を営む個人事業主に対象を広げる。

○ 設備資金の見直し

物価高騰などの状況を考慮し、設備資金の限度額 2,000 万円から 3,000 万円に増額する。

○ 利子補給の見直し

利子補給は、金利 2% 超えに対し 2% 以内の溜々相当額を補給することとしているが、長期化する低金利状況で、利子補給の対象者がいない状況であることから、金利の下限を引き下げて対象者を拡充する。

○ 創業資金の利子等補給の見直し

創業資金は利子補給及び保証料補給の対象外であることから、創業を支援するため、利子補給及び保証料補給の対象を拡大する。

○ 中小企業者等新チャレンジ補助金(仮称)の創設(事業者の新規取組支援)

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けた町内の中小企業者等が、事業継続のために実施する新たな取組やエネルギー価格・物価高騰の高騰に対する取組に係る経費の一部支援を検討している。

対象経費：エネルギー価格・物価高騰の影響を乗り越え、売上確保、販路拡大等に繋がる新システム、サービス等の導入に係る費用

6 意見交換等

○ 商業振興資金貸付資金・・・融資はスムーズに取り扱いされているかの状況等について

○ コロナウイルス感染症対策のプレミアム商品券事業の経済効果等について

○ 基本条例化にあたり商工会等とのやり取りは・・・日常的に商工会と議論している。平成 5 年度予算で商工会の体制強化のため職員 1 名増やし、1 名分を助成した。議会としてもこの件では努力している。

○ 道の駅「おとふけ なつぞらのふる里」では 150 万人の来客入込で活性化している。

○ 産業六次化への取り組みについて・・・現状は六次化に向けた取り組みは課題があるが、農福連携があろうかと思えます。十勝は小麦を農業生産しており、十勝の小麦で「地元産のパン」を民間でつくっており評価されている。

○ 音更町の市街地形成にあたり町道用地幅が確保されて車道と歩道が整備されているのが

目につくとともに、併行して商店街店舗等が整備されているが町としての取組は・・・都市計画法に基づき都市計画道路としての用地巾確保や民間宅地分譲計画の道路用地巾も車道・両歩道として整備された道路を、町が町道として認定する都市計画としている。

(4) 11月9日 音更町商工会

☆概要

1 商工会の現在の加入店経営構成状況について

部会別会員数

部 会 名	令和4年3月末	令和5年3月末	備考
商 業	107	109	
建設工業	254	254	
観光サービス業	260	261	
定款会員	21	22	
合 計	642	646	
加入率	60.7	60.9	※
商工業者数	1,058	1,062	
未加入者	416	416	

2 経営融資等に直轄関連事業の取り組み状況について

商工会における融資斡旋状況について、日本政策金融公庫・道融資・町融資を斡旋している。令和2年度日本政策金融公庫融資においては、コロナ禍に対応した融資状況となっており件数・金額も増となっている。

	日本政策金融公庫				道融資		町融資		計	
	一般・特別		マル経		件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件数	金額	件数	金額						
R5	2	560	13	7,960	3	9,050	21	14,338	39	31,908
R4	6	9,950	29	26,500	6	3,700	32	25,290	73	65,440
R3	5	4,870	28	22,060	9	5,875	22	16,348	64	49,153
R2	24	33,350	45	32,900	7	2,453	29	16,240	105	84,943
R1	3	1,412	62	38,590	3	2,017	44	27,381	112	69,400

3 空き店舗、空き店舗住宅にかかる指導及び相談への取り組みについて

町内での開業を目的とした空き店舗を求める相談は数件あるが、空き店舗のみの物件は現在ほぼない状況、空き店舗併用住宅は存在するが、貸主との関係性など課題があり活用は進んでいない。

4 大・中規模小売店舗進出に関し影響等による連携等の取り組み(考え方)について

マックスバリュー、令和5年11月オープンした無印良品など大・中規模店舗への町内への進出により小規模事業者へ影響はみられるものの、町内人口増や町内への流入要因ともなっている。一部商工会員の大規模店舗もあるが連携は図ってはいない。大規模店舗対策として組合「スタンプ会」を設立し、町内商店街を対象とした「スタンプ商品券」を発行し、町内の消費者が大型店舗への流出対策を行っている。

5 中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づくに基づく商業振興の推進について

令和3年12月16日の音更町議会定例会において、音更町中小企業・小規模企業振興基本条例が締結され、令和5年2月音更町と商工会が当条例の活用推進懇談会を開催し、現在振興案を音更町と協議中。

6 その他商業振興関連の取り組みについて

小規模事業者への取組はコロナウイルス感染症対策により売り上げが減少した飲食店を対象に、町が「飲食店応援クーポン」を実施し商工会が運営をサポートした実績として、飲食店応援クーポン事業を令和2年度と4年度に行った。

その他の取組は次のとおり

- ・ 新型コロナ対策支援制度における相談・支援業務
- ・ 小規模事業者持続化補助金の申請業務
- ・ 経営発達支援計画に基づく伴走型小規模事業者支援推進事業

- ・インボイス対応セミナー
- ・事業継承セミナー(道連主催)

7 意見交換等

- プレミアム商品券事業の町民の反響などについて・・・国の制度により補助があった年度に実施した、平成27年プレミアム商品券発行事業、令和元年度プレミアム商品券事業。
また、令和2年度及び令和4年度に、おとふけ飲食店応援クーポン券事業を実施した。
- 大型店舗が進出してきているが商工会会員となっているのか・・・ルールに従って会員になっている方は賛助会員などとして
- 中小企業振興条例の関連について・・・当条例は陳情や要望ための条例ではないことの確認されていること。全体として我が町に必要なものは何かを商工会として考える。
- 道の駅の活用は・・・各種イベントなどを活用している

総括、意見等

- 1 視察自治体の幕別町、音更町の両町ともに将来を見通した課題は、人口減少の歯止めである。そのためには、町民及び移住者が「この町に住みたい、住んでみたい、住み続けたい」と感じることが、町づくり行政の基にあり、それに沿った町づくりを進めている。そのことは敬意に匹敵する。
また、両町とも自治体としての縦横連携は十分とはいえないが、それぞれにおける情報交換は密になされている。このことにより課題に対し課を超えた対応がスムーズに行われている。行政課題に対し受身の姿勢でないことが、経済政策や移住促進、人口の減少の歯止めとなっている。
当町では、両町での政策の一部を実施しているが単年の政策であり、この町の将来に向けた見通しが希薄かと考える。行政組織の縦割り、横割りの組織機構改革が必要と考える。
町内及び町外からの移住促進者に対して相談窓口になるだけでなく、相談に見合う空き店舗、住宅情報がより多く把握していることが、選ばれる要素でないかと考察される。
- 2 「まく pay」幕別町電子地域通貨実施に係る経済効果あるが、課題事項として、
 - ・利用者向けの早期アナウンスの必要性(時期、やり方等)
 - ・チャージするための環境改繕(いつでも。もどこでも簡単に)
 - ・両店舗数の拡大(継続課題) がある。
- 3 幕別町は合併町であり、農業の町と形容されるが、町づくりの一環として商業環境整備を強力に進め行っている。

- ① 商業環境整備のためポイントカード事業を中心に各種施策を具体的に行うなど実効性ある施策を推進している。
- ② 幕別町は商業に対する支援策の中心はポイントカードシステムの導入であり電子地域通貨である。帯広やネットに流れる地域の富を地域に還流させるべく、さらに行政ポイントを付加し町として強くこの電子地域通貨システムを後押ししている。日高管内では平取町、日高町、浦河町が実施している。当町でも早急な取り組みが必要である。
- ③ 商工会は町の商業振興施策に欠かせないが人員制限があり記帳指導、確定申告時期の簿記経験者派遣など繁忙期の対策と支援が必要である。

4 音更町は北海道でも最大人口 43,031 人を誇る北海道最大の町である。この特徴を町づくりに、どう活かしているのか、自信満々の町長が出てきて、熱心に語り、議長もご自身の意見を持ち、その後の音更町商工会の会長さんが発展する町政に大いに参画している事を実感した。皆で意見出し合い町を盛り上げていると積極姿勢が目立った。これが町づくり基本だと当たり前のことなのだが感心させられた。

5 幕別町の新型コロナウイルス感染症関連融資利息補給事業としての商業振興の推進への政策的取り組み。

今日まで、幕別町長は「事業者の実態を常に把握しながら 1 件の事業者も倒産させない」との思いで様々な経済支援策を取り組んできている。

当関連融資は、3 年目までは国や道の新型コロナウイルス感染症関連融資により発生しないが、4 年目以降の利子全額を町が補給する対策である。補給を政策として利子補給期間令和 5 年度から令和 17 年度まで、融資件数 244 件に利子補給予定額 159,859 千円を計上し実施している。当町としても具体的で実効性のある施策に取り組むことが町の責務であると考えます。

6 今後の新ひだか町としての商業の現状と商業振興の推進を踏まえた中小企業・小規模企業振興基本条例化検討の考え方について

町は中小企業等の振興を目的に、町全体が一体となって取り組んでいくための基本理念や施策の方針などを定める「基本条例」として「町中小企業・小規模企業振興基本条例」を検討する必要がある。

○ 町の中小企業・小規模企業の現状について

中小企業・小規模企業(以下中小企業等)は地域の経済や雇用を支えるとともに、消費の循環やまちの活性化などに大変重要な役割を果たしている。町は経済の好循環で造る基本目標を掲げ、商工会などと連携しながら産業振興策に取り組んでいるが、少子高齢化や人口減少といった地域課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による急激な経済状況の変化など、中小企業等を取り巻く環境は大変厳しい状況となっている。

○ 条例の必要性の考え方

中小企業基本法や小規模企業振興基本法では、地方公共団体は中小企業等の振興に関して国との適切な役割分担を踏まえ、地域のさまざまな状況に応じた施策を策定、実施する責務を有するとされている。

持続可能な地域の発展のためには中小企業等の振興が不可欠です。中小企業等の振興を巡る法改正や全国自治体の動向等、また商工会や関係機関との意見交換を踏まえて、条例化が必要である。

○ 条例の位置づけと基本的な考え方

中小企業等の振興には、中小企業等の自らの創意工夫や自主的な努力を尊重しつつ、町、関係機関、町民など中小企業等の振興に関する全ての主体が共通認識を持ち、相互に連携しながら取り組みを進めていくことが必要である。

この条例は、町の発展に寄与し、経済と雇用を支える中小企業等の振興を目的に、町内の全てが一体となって取り組んでいくための基本理念や施策の方針、それぞれが果たすべき役割などの基本的な考え方を簡潔に、明確に定めることを意図とした「理念条例」として位置付け、定めている。

条例は将来わたって重要と思われる考え方を盛り込みながら、既存の制度などとも整合し、より効果を上げる中小企業等の振興策につながっていく指針となるものである。

以上を踏まえ、町は中小企業等の振興を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展・町民生活の向上に寄与することの目的をもとに、条例化の検討が必要不可欠であると考えます。

音更町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

目的
中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念・基本的施策を定め、中小企業等の振興を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展・町民生活の向上に寄与する。

基本理念
①中小企業等が地域の経済・雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている共通認識
②中小企業者等の自らの創意工夫・自主的な努力を尊重
③国、道、その他関係機関と連携し、中小企業等の成長・持続的な発展を推進

基本的施策
①経営の安定・継続的な発展
②人材育成・確保・雇用の安定
③事業承継の促進
④新事業の創出・起業支援
⑤資金調達の円滑化
⑥支援・連携ネットワーク構築
⑦情報収集・提供

関係機関
■国
■北海道
■その他

連携・協力

協働で施策を推進

中小企業・小規模企業
■経済的社会的変化に応じた経営基盤強化・経営革新等
■安心・暮らしやすい地域社会実現への貢献
■商工会等の活動に協力

商工会
■中小企業等の経営向上・改善
■町が実施する施策に協力

町
■施策の総合的な推進
■国等との連携
■町民への理解促進
■受注機会の増大

金融機関
■中小企業等の経営努力を支援
■町が実施する施策に協力

町民
■中小企業等への理解
■中小企業等の健全な発展に協力

音更町中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が本町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念及び基本的施策を定めるとともに、町の責務等を明らかにすることにより、中小企業等の振興等を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であつて、町内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行うものをいう。
- (5) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもと、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、北海道その他の関係機関と連携し、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づく中小企業等の振興に関する基本的施策を次のとおりとする。

- (1) 経営の安定及び継続的な発展に関する施策
- (2) 人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策
- (3) 事業承継の促進に関する施策
- (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (5) 資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 支援・連携ネットワークの構築
- (7) 情報の収集及び提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第5条 町は、第3条の基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 町は、前項の施策の推進に当たっては、国、北海道その他の関係機関との連携を図るものとする。
- 3 町は、中小企業等が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民への理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、町内の中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者等の役割)

第6条 中小企業者等は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員として、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、経営の安定及び地域経済の発展のため、商工会への加入等により、その活動に協

力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第9条 町民は、中小企業等の振興が町民生活の安定及び向上に寄与し、地域経済の活性化に資する役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 町は、音更町総合計画において中小企業等の振興に関する施策を実施する計画を策定し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。